

奉写御執経所・奉写一切経司関係文書の検討

——伝来の経緯をめぐって——

A Research on the Documents Issued by
Houshamisigyosho (奉写御執経所) and Houshaisaikyosi (奉写一切経司)

山本幸男

はじめに

正倉院文書には、天平宝字六年（七六二）十二月から神護景雲三年（七六九）七月にかけて、奉写御執経所・奉写一切経司と造東大寺司との間で交わされた一一〇数点の文書（正文・案文）が、主に継文の状態で存在している。それらは、奉写御執経所・奉写一切経司が経巻奉請のために造東大寺司に宛てた請経文・移・牒、それに応じた造東大寺司の請経文・移・牒（いずれも案文）などから成っているが、写経関係文書が大半を占める正倉院文書の中にあつては、特異な位置を占める文書群といえるだろう。

この造東大寺司に経巻の奉請を求めた奉写御執経所・奉写一切経司については、それらの関係文書を分析した栄原永遠男氏の総括的な研究があり、次のような点が明らかにされている。¹⁾

(一) 奉写御執経所は、天平宝字六年十二月頃に写御書所から発展した内裏系統の写経機関で、同六年六月頃から内裏で始められた孝謙太上天皇の景雲一切経の勘経作業の事務を担当し、造東大寺司から勘経に用いる経巻の奉請を行なった。

(二) 天平神護元年(七六五)三、六月頃になると奉写御執経所は勘経作業も行なうことになり、同三年(神護景雲元年)には一切経の中心部分(経律論賢聖集)の勘経を終了するが、神護景雲元年八月頃に一切経の全体的完成をめざすため、奉写御執経所は奉写一切経司へと名称が改められた。

(三) 奉写一切経司は、神護景雲二年のはじめから疏の勘経にとりかかり、同三年七月末頃に終了した。

つまり、経巻奉請文書の大半は、景雲一切経の勘経のために取り交わされたものであったわけである。となると、何故にこのような文書が写経関係文書に混じって残ったのが問題になる。これについては、経巻奉請に写経所がかわっていたためと解せなくもないが、後述のように当該期の写経所の動向を見るとそれは成り立ちにくいと思われる。

本稿では、経巻奉請関係文書の整理と検討をまず行い、次いで経巻奉請⁽³⁾の内容を考察して、これらの文書が写経関係文書とともに伝来するに至った経緯を推考することにした。

一 関係文書の整理と検討

経巻奉請関係文書は、その伝来の形態からすれば、A継文の状態にある文書、B単独の文書、C反故にされた文書の三つに分類することができる。ここでは、この分類に従って各文書を整理し、「正倉院古文書マイクロフィルム紙焼写真」(宮内庁正倉院事務所頒布、以下「写真」と称す)、『正倉院古文書影印集成』(正倉院事務所編、正集、続修

別集、八木書店、一九八八～二〇〇一年）、『正倉院古文書目録』（奈良帝室博物館正倉院掛印行、一九二九年）、『正倉院文書目録』（東京大学史料編纂所編纂、正集・続修別集、東京大学出版会、一九八九～九九九年）などから得られる知見をもとに、古文書学的な検討を加えておく。各文書の背面の状況や接続関係については、本節末尾の「伝来形態にもとづく関係文書一覧表」（以下、一覧表と称す）に示しておいたので参照されたい。

経巻奉請関係文書の整理と検討は、栄原永遠男氏も行なっているが、そこでは内容は省かれ結果だけが示されている⁽⁴⁾。それ故、これについては本節での整理検討作業のあとで取り上げ、検証を試みることにしたい。

A. 継文の状態にある文書

(1) 奉写御執経所奉請文（一七紙、種別と『大日本古文書』の巻・ページ数は以下に分載）⁽⁵⁾

- 1 天平宝字八年三月四日付造東大寺司写本検注文案（第1紙、続々修三七ノ九、十六ノ四八三～四八四）
- 2 天平宝字八年三月四日付奉写御執経所請経文（第2紙、続修別集三、五ノ四七八）
- 3 天平宝字八年二月二日付奉写御執経所請経文（第3紙、続々修十七ノ四、十六ノ四七二～四七三）
- 4 天平宝字八年正月十六日付奉写御執経所請経文（第4紙、続修別集四、五ノ四六八、一行未収）
- 5 天平宝字七年十一月二十四日付奉写御執経所請経文（第5紙、続修別集四、五ノ四六二）
- 6 天平宝字七年十月五日付奉写御執経所請経文（第6紙、続修別集四、五ノ四五九）
- 7 天平宝字七年八月十二日付奉写御執経所請経文（第7紙、続修別集四、五ノ四五六）
- 8 天平宝字七年七月二十日付奉写御執経所請経文（第8紙、続修別集四、五ノ四五三）
- 9 天平宝字七年七月十二日付奉写御執経所請経文（第9紙、続修別集四、五ノ四五一～四五二）
- 10 天平宝字七年六月二十四日付奉写御執経所請経文（第10紙、続修別集四、五ノ四四六）

- 11天平宝字七年五月二十五日付奉写御執經所請經文（第11紙、続修別集四、五ノ四四二〜四四三）
 12天平宝字七年五月十六日付奉写御執經所請經文（第12紙、続修別集四、五ノ四四一）
 13天平宝字七年四月十四日付奉写御執經所請經文（第13紙、続修別集四、五ノ四三四〜四三五）
 14天平宝字七年四月十三日付奉写御執經所請經文（第14紙、続修別集四、五ノ四三三〜四三四）
 15天平宝字七年四月十三日付僧網牒（第15紙、続修別集四、五ノ四三二〜四三三）
 16天平宝字六年閏十二月八日付奉写御執經所牒（第16紙、続修別集四、五ノ三三一〜三三二）
 17天平宝字六年十二月二十一日付奉写御執經所請經文（第17紙、続修別集三、五ノ三〇八〜三〇九）
- (2) 奉写御執經所等奉請經繼文（四四紙、続々修十七ノ四、『大日本古文書』の巻・ページ数は以下に分載）
- 1 天平神護三年正月二十四日付奉写御執經所移（第1紙、十六ノ四三五〜四三六）
 - 2 天平神護三年正月二十七日付奉写御執經所移（第2紙、十六ノ四三六）
 - 3 天平神護二年十二月三十日付奉写御執經所移（第3紙、十六ノ四三七）
 - 4 天平神護二年十月四日付奉写御執經所移（第4紙、十六ノ四三七〜四三八）
 - 5 天平神護二年八月二十二日付奉写御執經所移（第5紙、十六ノ四三八〜四三九）
 - 6 天平神護二年九月十七日付奉写御執經所請經文（第6紙、十六ノ四三九）
 - 7 天平神護二年五月三十日付奉写御執經所移（第7紙、十六ノ四四〇）
 - 8 天平神護二年四月六日付奉写御執經所請經文（第8紙、十六ノ四四〇〜四四二）
 - 9 天平神護二年四月六日付造東大寺司請經文案（第9紙、十六ノ四四一〜四四二）
 - 10 天平神護二年三月二十日付奉写御執經所移（第10紙、十六ノ四四二）
 - 11 天平神護元年十二月九日付奉写御執經所移（第11紙、十六ノ四四三〜四四四）

- 12 天平神護元年九月二十八日付奉写御執經所請經文（第12紙、十六ノ四四四ノ四四五）
- 13 天平神護元年八月四日付造東大寺司移案（第13紙、十六ノ四四五）
- 14 天平神護元年三月四日付奉写御執經所移（第14紙、十六ノ四四五ノ四四六）
- 15 天平神護元年三月十日付奉写御執經所移（第15紙、十六ノ四四六ノ四四七）
- 16 天平神護元年六月八日付奉写御執經所請經文（第16紙、十六ノ四四七ノ四四八）
- 17 天平神護元年六月七日付奉写御執經所請經文（第17紙、十六ノ四四八）
- 18 天平神護元年五月二十五日付奉写御執經所移（第18紙、十六ノ四四九）
- 19 天平神護元年五月二十四日付奉写御執經所移（第19紙、十六ノ四四九ノ四五〇）
- 20 天平神護元年五月二十三日付奉写御執經所移（第20紙、十六ノ四五〇ノ四五一）
- 21 天平神護元年三月十九日付奉写御執經所請經文（第21紙、十六ノ四五一ノ四五二）
- 22 天平神護元年正月二十九日付奉写御執經所請經文（第22紙、十六ノ四五二ノ四五三）
- 23 天平宝字八年十二月一日付奉写御執經所請經文（第23・24紙、十六ノ四五三ノ四五四）
- 24 天平宝字八年十月十七日付奉写御執經所請經文（第25紙、十六ノ四五五）
- 25 宝字八年九月十六日付大隅公足最勝王經檢納文（第26紙、十六ノ四五五ノ四五六）
- 26 天平宝字八年七月二十四日付奉写御執經所請經文（第27紙、十六ノ四五六）
- 27 天平宝字八年九月十六日付賀陽田主請經文（第28紙、十六ノ四五六ノ四五七）
- 28 天平宝字八年九月四日付造東寺司奉写經檢注文案（第29紙、十六ノ四五七ノ四五九）
- 29 天平宝字八年九月十日付奉写御執經所請經文（第30紙、十六ノ四五九）
- 30 天平宝字八年九月八日付奉写御執經所請經文（第31紙、十六ノ四六〇）

- 31 天平宝字八年八月二十八日付奉写御執経所請経文（第32紙、十六ノ四六〇ノ四六一）
- 32 天平宝字八年八月二十九日付造東寺司請経文案（第33紙、十六ノ四六一ノ四六二）
- 33 天平宝字八年九月一日付造東寺司請経文案（第33紙、十六ノ四六二）
- 34 天平宝字八年九月四日付奉写御執経所請経文（第34紙、十六ノ四六三）
- 35 天平宝字八年八月二十四日付奉写御執経所請経文（第35紙、十六ノ四六三ノ四六四）
- 36 宝字八年八月二十五日付奉写経所請経文案（第36紙、十六ノ四六五）
- 37 宝字八年八月二十七日付奉写経所目錄奉請文案（第36紙、十六ノ四六五）
- 38 天平宝字八年八月二十六日付奉写御執経所請経文（第37紙、十六ノ四六六ノ四六七）
- 39 天平宝字八年八月二十三日付奉写御執経所請経文（第38紙、十六ノ四六七）
- 40 天平宝字八年八月二十二日付奉写御執経所請経文（第39紙、十六ノ四六八）
- 41 天平宝字八年八月二十二日付造東寺司請経文案（第40紙、十六ノ四六八ノ四六九）
- 42 天平宝字八年五月三日付御執経所請経文（第41紙、十六ノ四六九）
- 43 天平宝字八年四月十八日付御執経所請経文（第42紙、十六ノ四七〇）
- 44 天平宝字八年四月四日付御執経所請経文（第43紙、十六ノ四七〇ノ四七一）
- 45 天平宝字八年三月三十日付御執経所請経文（第44紙、十六ノ四七一ノ四七二）
- (3) 奉写御執経所奉請文（六紙、種別と『大日本古文書』の巻・ページ数は以下に分載）
- 1 天平神護三年七月十三日付奉写御執経所牒（第1紙、続修別集三、五ノ六六八、三行未収）
- 2 天平神護三年六月十八日付造東大寺司移案（第2紙、続々修十七ノ五、十七ノ七四ノ七五）
- 3 天平神護三年五月二十日付奉写御執経所移（第3紙、続修別集三、五ノ六六六ノ六六七）

- 4 天平神護三年四月二十四日付造東大寺司牒案（第4紙、続修別集六、五ノ六六〇〜六六一）
 - 5 天平神護三年四月二十四日付奉写御執経所移（第5紙、続修別集三、五ノ六五九〜六六〇）
 - 6 天平神護三年四月十五日付造東大寺司移案（第6紙、続々修十七ノ五、十七ノ七二〜七四）
- (4) 造東寺司移案（十七紙、続々修十七ノ六、『大日本古文書』の卷・ページ数は以下に分載）
- 1 天平神護三年二月二十二日付造東寺司移案（第1〜10紙、十七ノ三四〜四八）
 - 2 天平神護三年二月八日付造東寺司移案（第11〜17紙、十七ノ二四〜三四）
- (5) 奉写一切経司奉請文（三八紙、種別と『大日本古文書』の卷・ページ数は以下に分載）
- 1 神護景雲二年九月十八日付奉写一切経司移（第1・2紙、続々修十七ノ七、十七ノ八二〜八六）
 - 2 神護景雲二年九月十九日付造東大寺司移案（第3紙、続々修十七ノ七、十七ノ八一〜八二）
 - 3 神護景雲二年九月二日付奉写一切経司移（第4紙、続修別集二、五ノ六九八〜六九九）
 - 4 神護景雲二年八月二十日付奉写一切経司移（第5紙、続修別集二、五ノ六九七〜六九八）
 - 5 神護景雲二年八月二十一日付造東大寺司移案（第6・7紙、続々修十七ノ七、十七ノ八六〜八八）
 - 6 神護景雲二年閏六月二日付奉写一切経司移（第8紙、続修別集二、五ノ六九七）
 - 7 景雲二年閏六月三日付造東大寺司移案（第9紙、続々修十七ノ七、十七ノ八八〜九〇）
 - 8 神護景雲二年六月九日付奉写一切経司牒（第10紙、続修別集二、五ノ六九六〜六九七）
 - 9 景雲二年六月四日付造東大寺司牒案（第11紙、続々修十七ノ七、十七ノ九〇〜九一）
 - 10 神護景雲二年六月四日付奉写一切経司移（第12紙、続修別集二、五ノ六九五〜六九六）
 - 11 神護景雲二年五月二十九日付奉写一切経司牒（第13紙、続々修十七ノ七、十七ノ九二〜九四）
 - 12 神護景雲二年四月二十九日付奉写一切経司移（第14・15紙、続修別集二、五ノ六九四〜六九五）

- 13 神護景雲二年三月三十日付造東大寺司移案（第16・17紙、続々修十七ノ七、十七ノ九四ノ九六）
- 14 神護景雲二年三月二十八日付奉写一切経司移（第18紙、続修別集二、五ノ六九四）
- 15 神護景雲二年三月二十八日付造東大寺司移案（第19・20紙、続々修十七ノ七、十七ノ九六ノ九七）
- 16 神護景雲二年三月二十六日付奉写一切経司移（第21紙、続々修十七ノ七、十七ノ一〇〇ノ一〇二）
- 17 神護景雲二年三月二十七日付造東大寺司移案（第22・23紙、続々修十七ノ七、十七ノ九八ノ一〇〇）
- 18 神護景雲二年二月十九日付奉写一切経司牒（第24紙、続修別集二、五ノ六九三ノ六九四）
- 19 神護景雲二年二月二十日付造東大寺司牒案（第25紙、続々修四十三ノ二十二裏、十七ノ一一〇、第26ノ28紙、続修別集一裏、十七ノ一四三ノ一四四、第29紙、続々修十七ノ七、十七ノ一〇二）
- 20 神護景雲二年二月十二日付奉写一切経司牒（第30紙、続々修十七ノ七、十七ノ一〇二ノ一〇三）
- 21 景雲二年二月十二日付造東大寺司移案（第31紙、続々修十七ノ七、十七ノ一〇三ノ一〇四）
- 22 神護景雲二年正月三十日付奉写一切経司移（第32紙、続々修十七ノ七、十七ノ一〇四ノ一〇五）
- 23 神護景雲二年二月三日付造東大寺司請疏文案（第33ノ37紙、続々修十七ノ七、十七ノ一〇五ノ一〇九）
- 24 景雲元年九月二十六日付造東大寺司請経文案（第38紙、続々修十七ノ七、十七ノ一〇九ノ一一〇）
- (6) 一切経奉請文書継文（一九紙、続々修十七ノ八、『大日本古文書』の巻・ページ数は以下に分載）
- 1 神護景雲三年七月二十日付造東大寺司移案（第1紙、十七ノ一一七ノ一一八）
- 2 神護景雲三年六月二十八日付奉写一切経司移（第2・3紙、十七ノ一一九ノ一二〇）
- 3 神護景雲三年七月一日付造東大寺司移案（第4紙、十七ノ一二二）
- 4 神護景三年四月三日付造東大寺司移案（第5・6紙、十七ノ一二二ノ一二三）
- 5 神護景雲三年三月三十日付奉写一切経司移（第7紙、十七ノ一二四ノ一二五）

6 景雲二年十二月二十日付造東大寺司牒案（第8・9紙、十七ノ一二五〜一二八）

7 景雲二年十二月四日付造東大寺司牒案（第10紙、十七ノ一二九〜一三〇）

8 神護景雲二年十二月二日付奉写一切経司牒（第11〜13紙、十七ノ一三〇〜一三五）

9 神護景雲二年十一月十二日付造東大寺司牒案（第14〜17紙、十七ノ一三五〜一三八）

10 神護景雲二年十一月二十五日付造東大寺司牒案（第17紙、十七ノ一三八）

11 神護景雲二年十一月十日付奉写一切経所牒（第18・19紙、十七ノ一三九〜一四二）

(1) 奉写御執経所奉請文は、天平宝字六年（七六二）十二月二十一日から同八年三月四日にかけての検注文・請経文・牒など一七点の文書（正文・案文）を貼り継いだものである。続修別集の成巻時に大半の文書が剝がされているが、続修別集四に収められた第5〜16紙の一二点の文書（5〜16）は、日付順に左から右へと再び貼り継がれている。⁶⁾『正倉院文書目録』は、第4紙の右に欠失部分を挟んで第3紙が続くことを指摘し、さらにその右に第2紙、第1紙が、また第16紙の左に第17紙がそれぞれ接続することを推定する。第1〜5紙、第16・17紙の状況より推して、各文書は日付順に左から右へと貼り継がれていたと見られる。『正倉院文書目録』は、第17紙の左端に「ハガシトリ痕アリ」と指摘するので、ここに貼り継ぎがあつたことになる。第1紙右端の様子は不明だが、内容と日付からすれば後掲の(2)奉写御執経所等奉請経継文の第44紙に続いていた可能性がある（後述）。

本継文は、1と15以外は奉写御執経所の文書で、そのうちの2を除く一四点では、指定した経巻を東大寺から内裏へ奉請するように求める宣を受けて出されている。宣者には、奈良女王（3・17）、定戒（海）尼師（4・6）、錦部命婦（5）、少僧都（7）、弓削（義）禪師（道鏡、7・9・10・12〜14）、法教沙弥尼（8）、勝延尼師（11・16）らの名が見える。宛て先は記さないが、各文書の余白には、造東大寺司の長官・判官・主典らによる「行」「司判」「判許」といった奉請の許可を与える文言を加えた造東大寺司判と「大僧都法師」と記した東大寺三綱判、多くの場合は

それを受けての奉請文・送経文が書かれているので、造東大寺司に直接送られたか、東大寺（三綱所）に宛てられたあと造東大寺司に付託されたかのいずれかであろう。奉請の目的は、「御覽」が二例、（16・17）、「転読」が一例（13）で他は何も記さないが、その多くは勸経に供するためであったと解されている。⁽⁸⁾

2は少僧都宣を受けて一切經一部の書写に必要な用紙数及び紙別の行界を検注し、あわせて目録を内裏へ進送するように求めるもので、1はそれに応じた造東大寺司の検注文案である。残る15は、「有 内裏可奉披読」として法華經四部・最勝王經四部の奉請を東大寺三綱宛に求める僧綱牒で、他の一六点の文書とは異質であるが、同日付の14とともに造東大寺司側で奉請実務が進められた関係で、このような貼り継ぎになったのでであろう。

(2)奉写御執經所等奉請経継文は、天平宝字八年三月三十日から天平神護三年（七六七）正月二十七日にかけての移・請経文・検納文・檢注文・奉請文など四五点の文書（正文・案文）を貼り継いだものである。『大日本古文書』は、現状では続々修十七ノ七に収められる題籤に「奉請一切経」（表）「御執經所下卷」（裏）（十六ノ四三五）と記す往来軸を本継文のものとする。⁽⁹⁾

「写真」では続々修成巻時の付箋は認められず、『正倉院古文書目録』も「奉請経文書」として一括して提示する。しかし、第10紙と第11紙の間には白い紙が挿まれているようであり、現状では第44紙の左に繋がる文書は、前掲(1)奉写御執經所奉請文の第3紙に相当することが『正倉院文書目録』で指摘されているので、本継文では続々修の成巻時に貼り継ぎがあったことになる。恐らくそれは、続修別集の成巻時に整理の対象となった継文が何箇所かで分離されたり、文書が抜き取られたりしたためで、B単独文書に分類した後掲の(7)天平宝字八年八月二十五日付奉写御執經所奉請文と(1)天平神護二年七月十四日付奉写御執經所移は、本継文の一部であった可能性がある。成巻時に一部で貼り継ぎがあったとしても、各文書はほぼ日付順に左から右へと続いているので、(7)は38（第37紙）の、(11)は6（第6紙）のそれぞれ左にあったものかもしれない。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

題籤付往来軸は、各文書の貼り継ぎ状況からすれば45（第44紙）の左端に来ることになるが、日付や文書の内容に留意すると、45は(1)の1（第1紙）の右に続く可能性がある。往来軸の位置は、(1)の末尾（第17紙の左端）に求めた方がよいだろう。⁽¹²⁾

各文書（右記の(7)・(11)も含む）の構成を見ると、造東大寺司の文書（案文）が八点（9・13・28・32・33・36・37・41）⁽¹³⁾認められる以外は、奉写御執経所もしくは同所の関係者の文書から成っている。奉写御執経所の文書には請経文が二四点、移が一四点あるが、その内容は先の(1)に収められたものとはほぼ同じで、経巻奉請の宣者には、基完師（1）、右大臣（藤原朝臣豊成、2）、大僧都（良弁、6）、少律師（7・22）、少僧都・大臣禪師・太政大臣禪師（道鏡、8・10・21・27・29・34・39・40・42・43・(7)）、証演尼師（11・23・26）、吉備命婦（24）、証宝尼師（30・31・35・38・44）、勝延尼師（45）らの名が見える。しかし、(1)のように各文書に宣が記されているわけではなく、天平神護元年五月二十三日付の20以降、奉写御執経所の文書が移式をとる例が増えてくると、一九点中の七点（1・2・6・8・10・11）にしか見られなくなる。宛て先は、移では造東大寺司と明記されるが、請経文でも同様に見てよいだろう。移と請経文が併用されるのは、右の20と同二年九月十七日付の6との間で、それ以降になると奉写御執経所の文書は移に統一される⁽¹⁴⁾。これは、同元年五月頃に奉写御執経所が景雲一切経の勘経を担当することになり、⁽¹⁵⁾官制組織も整備されたためと思われる。奉請の目的も、22・23の「転読内裏」、40の「為施納左土国々分寺」、(7)の「御覧」⁽¹⁾以外は(1)と同じく勘経のためと見られ、4・5・12・14・17・19・20では「為本経」「為写本」「為証本」などと記している。

25は、27で求めた最勝王経二〇〇巻の検納を大隅公足⁽¹⁶⁾が伝えるものであるが、何故にこの検納文（返抄）だけが継文に収められたのかは明らかでない。奉写御執経所の返抄には、後掲Bの(8)天平宝字八年九月一日付奉写御執経所返抄、(9)天平宝字八年十二月二十九日付奉写御執経所返抄、(10)（天平神護元年カ）八月二十二日付奉写御執経所返抄が

ある。このうちの(8)は33に対応するので本継文から抜き取られたものかもしれないが、(9)・(10)のように関連が明らかでないものも存在するので、返抄については本継文とは別に考えた方がよいだろう(後掲(8)・(10)の項を参照)。

奉写御執経所の請経文・移の余白には、多くの場合、奉請を許可する造東大寺司判や、実務担当者による奉請文・送経文(経巻の名称・巻数・仕様・所屬、担当者名など)が書き加えられているが、必要があつてか奉写御執経所に宛てられた造東大寺司の請経文・移・検注文の案文も、前記のように八点収められている。そのうち、9は8に、28は34に、33は31に、36は35に、37は38に、41は40にそれぞれ応じたものであるが、32は31の他に先の(7)にも対応しており、13の場合は関連する請経文の存在は明らかでない(各文書の対応関係は後掲の表1を参照)。これは、(7)が本継文の一部であつたことを、また整理の過程で失われた文書があることを示すものであろう。

(3)奉写御執経所奉請文は、天平神護三年四月十五日から同年七月十三日にかけての牒・移六点(正文・案文)を貼り継いだものである。続修別集の成巻時に各紙は分離されてしまつたが、『正倉院文書目録』は第1紙と第2紙、第5紙と第6紙の接続を指摘し、第2～5紙各紙の接続を推定する。また第1紙の右端について、「ハジメ、続々修十七ノ七⑫(10)(後掲(5)奉写一切経司奉請文の第38紙、引用者注)ニ貼り継ガレタルヲ、ノチ、奉写一切経司奉請文ノ編成ノ際ニハガシトラレ、ツイデ、僅カニ切除セラレタルナラン」と指摘する。これよりすれば、第1紙は本継文の冒頭部分に相当するだろう。

各文書の構成は、三点が造東大寺司・東大寺三綱所に宛てられた奉写御執経所の牒・移で、1・5の経巻奉請は勸経のためと明記し、3では「為瑩御執金字経」として瑩板二枚を求める。宣が見えるのは5(内裏宣)だけである。残る三点は、奉写御執経所宛の造東大寺司移・牒案であるが、5に応じた4を含めて、いずれも「二月六日牒旨」による経巻奉請であると記している。この二月六日の牒旨とは、後掲Bの⑫天平神護三年二月六日付奉写御執経所移のことで、ここでは証本に用いるため一切経一部の奉請が求められている。この⑫は、本来6(第6紙)の左に来るも

のであろう。

(4) 造東寺司移案は、一〇紙と七紙から成る二つの造東寺司移案と貼り継いだものである。いずれも右の(12)を受けて、1では大小乗経律論集伝等一八一七巻、2では大乘経六七八巻の奉請を伝えるので、この二点は(3)奉写御執経所奉請文の6と(12)の間に入るのではないかと思われる。⁽¹⁷⁾恐らく(3)と(4)は同一の継文にあったもので、正倉院中倉に残る題籤に「奉請一切経／御執経所」(表・裏)と記す往来軸(中倉、二二、第七号)⁽¹⁸⁾の存在に留意すると、それは一切経の奉請を求める(12)を起点に始められた継文のようであり、右の題籤付往来軸は(12)の左端に貼り付けられていた可能性がある。

以上、奉写御執経所関係の継文を概観したが、内容と日付の繋がりにからすれば、それらは本来二つの継文を構成するものではなかったかと推測される。各項での検討結果をもとにまとめると次のようになる。第一は、(7)と(11)をその一部に含む(1)と(2)から成るもので、(2)の1が首部、(2)の45の左に(1)の1が続き、尾部の(1)の17の左に題籤に「奉請一切経」(表)「御執経所下巻」(裏)と記す往来軸が来る継文。第二は、(3)・(4)・(12)から成るもので、(3)の1が首部、(3)の6の左に(4)と(12)が続き、尾部の(12)の左に題籤に「奉請一切経／御執経所」(表・裏)と記す往来軸が来る継文。以下では、この二つを奉写御執経所関係の第一の継文、第二の継文と称す。⁽¹⁹⁾

(5) 奉写一切経司奉請文は、神護景雲元年(七六七)九月二十六日から同二年九月十九日にかけての移・牒・請疏文・請経文など二四点(正文・案文)を貼り継いだもので、ほとんどの継目裏には「養」の文字が書き込まれている。ここでも統修別集の成巻時に分離と抜き取りがあったが、『正倉院文書目録』は第3〜6紙、第7〜11紙の各紙、第13紙と第14紙、第15紙と第16紙、第17〜19紙の各紙、第23紙と第24紙、第25紙と第26紙、第28紙と第29紙の接続を指摘し、第24紙と第25紙の接続を推定する。また、第11紙と第12紙、第12紙と第13紙は、それぞれ中間を欠失して続くとする。この他に、第1・2紙の1は第3紙の2に、第21紙の16は第19・20紙の15と第22・23紙の17に、内容の繋が

りや日付の連続、継目裏の「養」の残存状況より、それぞれ接続するものと思われる。

本継文では、経巻の奉請を求める奉写一切経司移・牒の右にそれに応じた造東大寺司の移・牒・請疏文・請経文の案文⁽²⁰⁾が付されるという体裁をとり、日付順に左から右へ貼り継がれている。これは、奉写御執經所から名称が改められた奉写一切経司への奉請経巻が多種に及び、巻数も増えているためで、奉請経巻の少ない3・8・10・12の奉写一切経司移・牒の場合は、余白に造東大寺司判や奉請文を書き加えることで済まされている⁽²¹⁾。24の造東大寺司請経文案に対応する奉写一切経司の文書は認められないが、これは本継文を成巻するときに当該文書が成巻者の手元になかったためらしく、24(第38紙)の左端裏には「養」の文字が半存していない。

前記のように『正倉院文書目録』は、この24の左にもともと(3)の第1紙(前記の第二の継文の首部に相当)が貼り継がれていたのを、奉写一切経司奉請文(本継文)の成巻時に剝がし取ったと指摘するので、24は本継文の尾部にあたる文書ということになる。これに対して、冒頭にある1の左端裏(第1紙)には「養」の文字が半存しており、この右に続く文書があったことを示している。日付からすれば、Bに分類した後掲の(13)景雲二年九月二十一日付造東大寺司移案、(14)景雲二年九月二十六日付造東大寺司移案が続くようであるが、それぞれの経巻奉請を求める奉写一切経司の文書は欠失したのか認められない。

ここに収められる一三点の奉写一切経司の文書のうち、6と22では内宣を受けての奉請と記すが、他の文書では宣は見えず、「為須勸経証本」(1)「為須本経」(3)「為証本用」(18)のように勸経のための奉請であると明記している。本継文の24(第38紙)が(3)の1(第1・2紙)から分離されたのは、奉写御執經所の名称が神護景雲元年八月頃に奉写一切経司に改められたためと思われるが、それとともに勸経に奉請される経巻数が増大し、右に見たような継文の体裁になったのであろう。

(6) 一切経奉請文書継文は、神護景雲二年十一月十日から同三年七月二十日にかけての移・牒を一一点(正文・案

文) 貼り継いだものである。続々修成巻時の付箋が第1紙と第19紙に見えるが、各継目の裏に記された「養」の文字にはずれが認められないので、各紙は本来の繋がりを持しているものと思われる。²²⁾ 第1紙の右端裏には「閏三月□日封馬」(十七ノ一一七)とあって、宝亀二年(七七二)閏三月某日に「封馬」、すなわち上馬養が封を加えたと記されている。ここにいう封とは、継目裏ごとに書かれた「養」の文字の意と解されるので、これら一一点(一九紙)の文書は馬養の手によってそれぞれの貼り継ぎが確認され、その分離が禁じられたものと見られる。²⁵⁾ 従って、第1紙の1が本継文の首部になるが、末尾の第19紙(11の後半)の左端裏には「養」の文が半存するので、この左に続く文書が欠失する。

ここに収められる奉写一切経司の移・牒は四点にすぎないが、いずれも「為用勘経所証本」(2・8・11)あるいは「今為勘正」(5)として大量の経巻の奉請を求めるもので、残る七点の造東大寺司の移・牒案では、これを受けて奉写一切経司に経巻の奉請を順次伝えている(各文書の対応関係は後掲の表5を参照)。奉写一切経司の文書の右にそれに応じた造東大寺司の文書(案文)を貼り継ぐという形式は先の(5)と同じであり、また継目裏の「養」の文字も共通するので、この(6)と(5)は本来同一の継文であったと見られる。ただし、(5)の1(第1紙)と(6)の11(第18・19紙)の日付が二カ月近く離れるのは欠失があるためで、前記の(13)と(14)はこの間にあった文書の一部であろう。

以上に見た(6)の1を首部に(5)の24を尾部に持つ継文は、前記の奉写御執経所関係の二つの継文とは別に成巻されたもので、最終的には宝亀二年閏三月に上馬養の手で各継目の裏に「養」の文字の封が加えられ、継文の保管がはかられたと解される。以下では、この奉写一切経司関係の継文を第三の継文と称す。²⁶⁾

B. 単独の文書

(7) 天平宝字八年八月二十五日付奉写御執経所奉請文(一紙、続々修十七ノ五、十六ノ五五二〜五五三)

- (8) 天平宝字八年九月一日付奉写御執經所返抄（一紙、続々修十七ノ五、十六ノ五五九）
- (9) 天平宝字八年十二月二十九日付奉写御執經所返抄（一紙、続々修十七ノ五、十六ノ五六三〜五六四）
- (10)（天平神護元年カ）八月二十二日付奉写御執經所返抄（一紙、続々修十七ノ五、十七ノ一二）
- (11) 天平神護二年七月十四日付奉写御執經所移（一紙、続修別集三、五ノ五四二）
- (12) 天平神護三年二月六日付奉写御執經所移（一紙、続々修十七ノ五、十七ノ二三）
- (13) 景雲二年九月二十一日付造東大寺司移案（一紙、続々修十七ノ七、十七ノ八〇〜八一）
- (14) 景雲二年九月二十六日付造東大寺司移案（二紙、続々修十七ノ七、十七ノ七八〜八〇）
- (7) の奉写御執經所奉請文は少僧都宣により開元釈教録一部を、(11) の奉写御執經所移は造東大寺司宛に一切經目錄案をそれぞれ求めるもので、いずれも余白に造東大寺司判と奉請文が書き加えられている。この(7)と(11)は、前記の第一の継文の一部と見られる。(2)の項を参照。
- (8) は集神州三宝感通録三卷、(9) は書机三〇前等、(10) は大灌頂經第二卷の受け取りをそれぞれ伝える奉写御執經所の返抄である。(8) が第一の継文の(2)―33天平宝字八年九月一日付造東寺司請經文案に対応するように(2)の項を参照、經卷を送られた奉写御執經所では、その都度、造東大寺司に対し返抄を出したものと思われる。現存するのはこの三点にすぎないが、本来は返抄だけの継文も造東大寺司側で作成されていたはずである。ただ、經卷奉請の継文に比して重要性が低いことから、比較的早い段階で反故にされ、背面の二次利用が進められた関係で現状のような残り方になったのであろう。
- (12) の奉写御執經所移は、造東大寺司宛に一切經一部の奉請を求めるもので、余白には造東大寺司の判が加えられている。本文書は、前記の第二の継文の一部と見られる。(3)の項を参照。
- (13) と(14)の造東大寺司移案は、奉写一切經司宛にそれぞれ論疏一三二卷、疏一四〇卷の奉請を伝えるもので、いずれ

も前記の第三の継文の一部と見られる。(6)の項を参照。

C. 反故にされた文書

- (15) 天平宝字六年閏十二月十四日付御執經所請經文（一紙、続々修四十一ノ七裏、雇人功給歴名帳（十六ノ一七九、一八五）第6紙背、十六ノ一七二）
- (16) 神護景雲元年九月二十六日付造東大寺司牒案（一紙、続々修十七ノ七裏、(5)第37紙背、十七ノ七七、七八）
- (17) 造東大寺司移案（？）（一紙、続々修十七ノ七裏、(5)第34紙背、十七ノ一四五）
- (18) 經論疏本目錄（一紙、続々修十七ノ七裏、(14)第2紙背、十七ノ一一五）
- (19) 經論疏本注文案（一紙、続々修十七ノ七裏、(14)第1紙背、十七ノ一一六）
- (20) 神護景雲二年十月九日付造東大寺司牒案（一紙、続々修十七ノ八裏、(6)第14紙背、十七ノ一一六、一一七）
- (21) 上馬養請經注文（一紙、続々修十七ノ八裏、(6)第15紙背、十七ノ一四二）
- (15)の御執經所請經文では、勝延尼師宣により一字仏頂輪王經四卷の奉請を求めるが、余白には造東大寺司の判が加えられていない。これは当該經卷が造東大寺司側になかったか、奉請そのものが取り消されたためで、本文書の日付からさほど下らない頃に反故とされたものと思われる。背面は、天平宝字六年十二月から七年四月にかけての雇人功給歴名帳の第6紙に使用されている。奉写御執經所・奉写一切經司の文書の中で、背面の二次利用が認められるのは、この(15)だけである。

(16)の造東大寺司牒案は、注維摩詰經など一四卷の奉請を奉写一切經司に伝えるのもので、主典正六位上建部広足と判官外従五位上美努連奥麻呂とが自署を加える。第三の継文の(5)―24景雲元年九月二十六日付造東大寺司請經文案は、本文書とほぼ同内容であるが、奉請經卷の仕様と所屬が明記され署名部分には上馬養が加わるなど、こちらの方

が整った体裁になっている。恐らく本文書は、判官・主典が自署を行なったものの内容に不備があり、改めて正文が作成された関係で反故とされたのであろう。

(17)の造東大寺司移案(?)は首尾を欠く断簡で、今日の牒により注大品般若経など一五一巻の経巻を廻使六人部嶋に付して奉請せしむと記す。牒を受けて経巻を奉請するという体裁から推して、本文書は造東大寺司の移案もしくは牒案の一部と見られる。

(16)と(17)は、第三の継文を構成する(5)奉写一切経司奉請文にそれぞれ背面を使用されている。(17)の年紀は不明であるが、(16)とともに(5)―23神護景雲二年二月三日付造東大寺司請疏文案の作成に供されている(一覽表を参照)ので、同二年頃の文書と推測される。

(18)の経論疏本目録は、俱舍論疏など合わせて一〇九巻の経巻を記したもので、その内容は(5)―2神護景雲二年九月十九日付造東大寺司移案と一致する。これは、奉写一切経司に奉請可能な経巻を書き上げた覚えのようなものである。う。

(19)の経論疏文注文案は、経論疏一四〇巻の内訳を二行程記したものである。内容から推せば、(14)景雲二年九月二十六日付造東大寺司移案の書き損じではないかと思われる。この(19)と先の(18)の背面には、第三の継文の一部と見られる右の(14)が記されている。

(20)の造東大寺司牒案は、目録九巻の奉請を奉写一切経司宛に伝えるもので、主典正六位上建部広足と少判官正六位上志斐連麻呂が自署を加える。先の(16)と同じく正文の体裁をとるものの、これも記述内容の不備などから反故となり、背面を(6)に使用されたのであろう。(16)のように本文書に対応する案文が、日付より推して第三の継文の(5)―1神護景雲二年九月十八日付奉写一切経司移と、(6)―11神護景雲二年十一月十日付奉写一切経所牒の間にあつたはずであるが、欠失したのか認められない。

(21)の上馬養請経注文は、「判許三十卷経令請已訖／上馬養」とのみ書かれた首部を欠く断簡である。無年紀であるが、右の(20)と同時期に(6)―(9)神護景雲二年十一月十二日付造東大寺司牒案の作成に背面が使用されているので、同二年の文書と推測される。

以上に見た(16)―(21)は、いずれも第三の継文を構成する(5)・(6)・(14)に背面を使用されている。この継文では、この他にも他年の日付を持つ反故文書の背面が使用されており、第一と第二の継文とは様相を異にしている(一覽表参照)。

本節では、奉写御執経所・奉写一切経司と造東大寺司との間で交わされた経巻奉請関係文書の整理と検討を行なったが、そこで得られた知見をまとめると次の八点になる。

(一)経巻奉請関係文書の大半は、造東大寺司で成巻された次の三つの継文に収められていたと見られる。順に示すと、(1)奉写御執経所奉請文と(2)奉写御執経所等奉請経継文(7)天平宝字八年八月二十五日付奉写御執経所奉請文・(11)天平神護二年七月十四日付奉写御執経所移を含む)からなる第一の継文(天平宝字六年十二月二十一日)天平神護三年正月二十七日)、(3)奉写御執経所奉請文・(4)造東寺司移案・(12)天平神護三年二月六日付奉写御執経所移からなる第二の継文(天平神護三年二月六日)同三年七月十三日)、(5)奉写一切経司奉請文・(6)一切経奉請文書継文・(13)景雲二年九月二十一日付造東大寺司移案・(14)景雲二年九月二十六日付造東大寺司移案からなる第三の継文(神護景雲元年九月二十六日)同三年七月二十日)の三点である。このうちの第一と第二の継文に奉写御執経所関係の文書が、第三の継文に奉写一切経司関係の文書がそれぞれ収められていた。

(二)これらの継文は、統修別集の成巻時に分離されたり一部の文書が抜き取られたりしたため、いずれにも欠失部分があるが認められるが、原本調査や内容からの復原結果によれば、各継文とも関係文書がほぼ日付順に左から右へと貼り継がれており、左端の尾部には題籤付の往来軸が付されていた。

(三) 第一の継文には題籤に「奉請一切経」(表)「御執経所下巻」(裏)と記す往来軸(続々修十七ノ七)が、第二の継文には題籤に「奉請一切経/御執経所」(表・裏)と記す往来軸(中倉、一二、第七号)がそれぞれ付されてきたと推測される。第三の継文の場合は、題籤付往来軸は欠失したらしく認められない。

(四) 第三の継文の尾部に近い文書は、当初第二の継文の一部として貼り継がれていたが、第三の継文が成巻されるときにそれらは第二の継文から分離されたらしい(3)→1天平神護三年七月十三日付奉写御執経所牒の右に繋がっていた(5)→24景雲元年九月二十六日付造東大寺司請経文案を剥ぎ取る)

(五) 第三の継文の継目裏には、宝龜二年閏三月に上馬養が封として記した「養」の文字が見える。これは、各文書の分離を禁じ継文の保管をはかるためと思われるが、第一と第二の継文ではこのような措置はとられていない。

(六) 造東大寺司では、奉写御執経所・奉写一切経司から送られてきた奉請経巻の返抄も継文にして保管していたはずであるが、早い時期にそれらは反故にされたらしく、返抄は単独で三点残るにすぎない。

(七) 奉写御執経所・奉写一切経司から造東大寺司に宛てられた経巻奉請文書の中で、一点だけ反故にされ背面を帳簿(雇人功給歴名帳)に使用されたものがある(15)天平玉字六年閏十二月十四日付御執経所請経文)。これは、奉請を求められた経巻が造東大寺司側になかったか、奉請そのものが取り消されたためと見られる。

(八) 奉写御執経所・奉写一切経司宛に出され造東大寺司牒の案文や奉請経巻の覚えなどが反故にされ、第三の継文に収められた造東大寺司牒・移案の作成にその背面が使用されている。第三の継文では、この他に他年の反故文書の背面が使用されており、第一と第二の継文とは様相を異にしている。

以上が本節での確認点である。

冒頭で述べたように栄原永遠男氏もこれらの文書を整理検討され、その結果を次のように提示されている。⁽²⁹⁾

①「奉写御執経所」関係史料は、奈良時代には三巻の巻物に整理され、それ以外に、返抄や目録請求を内容とする

文書が別に存在していた。

②この整理を行なったのは、上馬養の可能性が高く、その時期は「奉写御執経所」から「奉写一切経司」に改称に
なつた神護景雲元年八月以降ほどなくのころであろう。

③続々修十七ノ七の末尾に付けられている題籤は、もとは続々修十七ノ六を中心とする巻物の左端についていた可
能性が高い。

④他の二巻のいずれかに、正倉院に残る題籤の一つ（中倉、二二、第七号）がついていたと考えられる。

⑤「奉写一切経司」関係史料は、宝龜二年閏三月に上馬養が長大な一巻の巻物に整理し、その際にほとんどすべて
の継目裏に「養」の文字を書き込んだ。この時点ですでに失われていた文書もあったと考えられる。

右の栄原氏の見解には、本節での確認点と相違するところがいくつかある。

まず①について見ると、本節では(一)に示したように奉写御執経所関係の文書は二つの継文にまとめられていたと想
定したが、栄原氏はそれを三巻の巻物とされている。その根拠は示されていないので憶測に及ぶが、当初、景雲一切
経の勘経作業の事務を担当していた奉写御執経所が、天平神護元年三月～六月頃から勘経作業も行なうことになつた
と指摘されている点を念頭にすれば、奉写御執経所の勘経作業の開始にもなつて継文も作りかえられたと解されて
いるようである。③の指摘と合わせて考えると、栄原氏のいう三つの巻物とは、a天平宝字六年十二月～天平神護元
年正月(1)＋(2)～45～22)、b天平神護元年三月～同三年正月(2)～21～1)、c天平神護三年二月～同年七月(4)＋
(3)の各文書で構成されるものであつたと推測される。このうちのcは、本節でいう第二の継文に相当するので問題
はないが、aとbについては、「写真」を見る限り(2)の22(aの尾部)と21(bの首部)は貼り継がれた状態にあ
り、続々修成巻時の貼り継ぎであることを示す付箋等も認められないので、両者を別個の巻物と見なすのは困難なよ
うである。また、第二の継文が一切経一部の奉請を求める(2)を起点とし、第三の継文が奉写御執経所から奉写一切経

司への改称を機に始まるように、奉請の形態あるいは奉請を求める側の組織のあり方に即して継文が成巻されている点に留意すると、aとbではいずれも折々の要請にもとづく奉請を扱った文書が貼り継がれており、両者の間に明確な差異は認めにくい。それ故、aとb、すなわち本節という第一の継文を二つの巻物として解する必要はないと思われる。ただ、このように見ると、第一の継文は六三紙にわたる長大な巻物になるが、天平宝字四年～五年の写経所では六〇紙を超える雑文案や解移牒案が作られ、同六年正月から始まる造石山寺所の解移牒符案は一〇〇紙に及ぶなど前例がいくつか認められるので、継文の長さはさほど問題にはならないであろう。

次に③④を見ると、栄原氏は、本節で第一の継文に付されていたと推定した題籤に「奉請一切経」(表)「御執経所下巻」(裏)と記される往来軸(統々修十七ノ七)を、(4)(統々修十七ノ六)を中心とする巻物、すなわち第二の継文のものと考えておられるが、中倉に残るもう一つの題籤もほぼ同内容の記事を持つので、これについては決め手に欠ける。ここでは統々修十七ノ七の題籤付往来軸を『大日本古文书』の指摘に従って(2)のもの、つまり第一の継文の左端に、中倉のものを第二の継文の左端にそれぞれ求めておきたい。

②と⑤の、奉写御執経所関係文書(第一・第二の継文)・奉写一切経司関係文書(第三の継文)の整理を行なったのは上馬養かどうかという問題については、第三節で取り上げることとする。

伝来形態にもとづく関係文書一覧表

1. 本表は、一で取り上げた奉写御執経所・奉写一切経司経巻奉請関係文書を、その伝来形態に即して、A 継文の状態にある文書、B 単独の文書、C 反故にされた文書、に分類し、それぞれの背面の状況が一覧できるように整理したものである。各文書の復原は、『正倉院文書目録』（東京大学史料編纂所編纂、東京大学出版会、1989～99年）に提示された情報にもとづくが、「正倉院古文書マイクロフィルム紙焼写真」（宮内庁正倉院事務所頒布）や『正倉院古文書影印集成』（宮内庁正倉院事務所編、八木書店、1988～2001年）から得られた知見をもとに私案を示した箇所が一部にある。また、当該文書の先行研究である栄原永遠男「内裏における勘経事業——景雲経と奉写御執経所・奉写一切経司——」（同「奈良時代の写経と内裏」所収、塙書房、2000年。初出は1995年）に示された「奉写御執経所・奉写一切経司の関係文書（日付順）」、史料探訪「正倉院文書調査」（『東京大学史料編纂所報』30、1996年）に示された「奉写御執経所奉請文継文」接続復原第一次試案（石上英一記）を参照した。しかし、当該文書には原本の未調査部分が多くあるため、A の文書は、『大日本古文書』の文書名（『正倉院文書目録』により改めたものが一部にある）に従って提示し、それぞれの繋がりにについては、各項に*や番号（1）2）…）を付し欄外に表記した。〈第1の継文〉〈第2の継文〉〈第3の継文〉は、本文での検討結果による区分である。
2. 表示にあたっては、当該文書の紙数、種別と巻次（続々修の場合は巻・巻次）、写真番号（紙焼写真に見える用紙番号）及び『正倉院文書目録』に示された断簡番号を記し、接続の推定・推測の箇所には破線を、欠失部分や貼り継ぎの部分にはその旨を注記した。
3. 文書名は、『大日本古文書』『正倉院文書目録』に従ったが、余白部分に判や別筆記事がある場合は、その旨を〔 〕内に表記し、2紙以上にわたる場合は紙数を示した。また、題籤のある場合は別記した。
4. 当該文書の背面に何も記されていない場合は「空」、続々修収載文書のうち、紙焼写真のないものも同様の状態と見なし「(空)」と記した。また、紙継目に「糞」の文字が半存するものには△△と示した。△は両者が接続することを表わす。

A 継文の状態にある文書

- (1) 奉写御執経所奉請文（天平宝字6年12月21日～8年3月4日）〈第1の継文〉
 （題籤に「奉請一切経」（表）「御執経所下巻」（裏）（続々修17ノ7、16ノ435）と記す往来軸は、第17紙の左に付されていたか）

正倉院文書 (紙数・種別・写真番号・断簡番号)	当 該 文 書		紙背
	文書番号 日付 (天平宝字)	文書名 (紙数) (余白記事)	
1 * 続々修 37ノ9 ㉔	1 8年3月4日 造東大寺司写本檢注文案	16ノ483~484	空
2 続修別集 3 ㉔㉔	2 8年3月4日 奉写御執経所請経文	5ノ478	空
3 続々修 17ノ4 ㉔(44)	3 8年2月2日 奉写御執経所請経文 [造東大寺司判・三綱判・奉請文] (続々、中間欠)	16ノ472ノ6~473	空
4 続修別集 4 ①(1)	4 8年正月16日 奉写御執経所請経文 [造東大寺司判]	5ノ468、1行未収	空
5 ②(2)	5 7年11月24日 奉写御執経所請経文 [造東大寺司判・奉請文] (貼り継ガル)	5ノ462	空

6	③(3)	6 7年10月5日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・送經文・収納文〕 (貼り継ガル)	5ノ459	空
7	④(4)	7 7年8月12日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・送經文・収納文〕 (貼り継ガル)	5ノ456	空
8	⑤(5)	8 7年7月20日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請注文〕 (貼り継ガル)	5ノ453	空
9	⑥(6)	9 7年7月12日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請注文〕 (貼り継ガル)	5ノ451~452	空
10	⑦(7)	10 7年6月24日奉写御執經所請經文〔奉請文〕 (貼り継ガル)	5ノ446	空
11	⑧(8)	11 7年5月25日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・三綱判・送經文〕 (貼り継ガル)	5ノ442~443	空
12	⑨(9)	12 7年5月16日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕 (貼り継ガル)	5ノ441	空
13	⑩(10)	13 7年4月14日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕 (貼り継ガル)	5ノ434~435	空
14	⑪(11)	14 7年4月13日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕 (貼り継ガル)	5ノ433~434	空
15	⑫(12)	15 7年4月13日僧綱牒〔造東大寺司判・奉請文・収納文〕 (貼り継ガル)	5ノ432~433	空
16	⑬(13)	16 6年閏12月8日奉写御執經所牒〔造東大寺司判〕	5ノ331~322	空
17 続修別集3	①①	17 6年12月21日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判〕	5ノ308~309	空

*第1紙は、(2) 奉写御執經所等奉請繼文の第44紙の左に続くか。

- (2) 奉写御執經所等奉請經繼文(天平宝字8年3月30日~天平神護3年正月27日)〈第1の繼文〉
 (『大日本古文書』は、題籤に「奉請一切經」(表)「御執經所下卷」(裏)(続々修17ノ7、16ノ435)と記す往来軸は本繼文のものとするが、本来は(1) 奉写御執經所奉請文の第17紙の左に付されていたか)

1 *続々修17ノ4	①	(天平神護) 1 3年正月24日奉写御執經所移〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ435~436/1	(空)
2	②	2 3年正月27日奉写御執經所移〔造東大寺司判・送經文〕	16ノ436/2~/12	(空)

3	③	3 2年12月30日奉写御執經所移	16ノ437ノ1~15	(空)
4	④	4 2年10月4日奉写御執經所移〔造東大寺司判・送經文〕	16ノ437ノ6~438ノ5	(空)
5	⑤	5 2年8月22日奉写御執經所移〔造東大寺司判・送經文〕	16ノ438ノ6~439ノ4	(空)
6	⑥	6 2年9月17日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・送經文〕	16ノ439ノ5~110	(空)
7	⑦	7 2年5月30日奉写御執經所移〔造東大寺司判・送經文〕	16ノ440ノ1~19	(空)
8	⑧	8 2年4月6日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判〕	16ノ440ノ10~441ノ5	(空)
9	⑨	9 2年4月6日造東大寺司請經文案	16ノ441ノ6~442ノ3	(空)
10	⑩	10 2年3月20日奉写御執經所移〔造東大寺司判・送經文〕 (この間に欠失あるか)	16ノ442ノ4~112	(空)
11	⑪	11 元年12月9日奉写御執經所移〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ443ノ1~444ノ5	(空)
12	⑫	12 元年9月28日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ444ノ6~445ノ3	(空)
13	⑬	13 元年8月4日造東大寺司移案	16ノ445ノ4~18	(空)
14	⑭	14 元年3月4日奉写御執經所移〔送經文・収納文〕	16ノ445ノ9~446ノ5	(空)
15	⑮	15 元年3月10日奉写御執經所移〔造東大寺司判・送經文〕	16ノ446ノ6~447ノ2	(空)
16	⑯	16 元年6月8日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ447ノ2~448ノ1	(空)
17	⑰	17 元年6月7日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ448ノ2~111	(空)
18	⑱	18 元年5月25日奉写御執經所移〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ449ノ1~19	(空)
19	⑲	19 元年5月24日奉写御執經所移〔造東大寺司判・送經文〕	16ノ449ノ10~450ノ6	(空)
20	⑳	20 元年5月23日奉写御執經所移〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ450ノ7~451ノ3	(空)
21	㉑	21 元年3月19日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ451ノ4~452ノ1	(空)
22	㉒	22 元年正月29日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕 (天平宝字)	16ノ452ノ2~453ノ2	(空)
23	㉓	23 8年12月1日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・送經文・収納文〕(1)	16ノ453ノ3~454ノ5	(空)
24	㉔	奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・送經文・収納文〕(2)	16ノ454ノ5~112	(空)
25	㉕	24 8年10月17日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ455ノ1~110	(空)
26	㉖	25 8年9月16日大隅公足最勝王経換納文	16ノ455ノ11~456ノ2	(空)
27	㉗	26 8年7月24日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・三綱判・奉請文〕	16ノ456ノ3~110	(空)
28	㉘	27 8年9月16日賀陽田主請經文〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ456ノ11~457ノ9	(空)
29	㉙	28 8年9月4日造東寺司奉写経檢注文	16ノ457ノ10~459ノ1	(空)
30	㉚	29 8年9月10日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文・収納文〕	16ノ459ノ2~111	(空)
31	㉛	30 8年9月8日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・送經文〕	16ノ460ノ1~17	(空)
32	㉜	31 8年8月28日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判〕	16ノ460ノ8~461ノ7	(空)
33	㉝	32 8年8月29日造東寺司請經文案	16ノ461ノ8~462ノ7	(空)
		33 8年9月1日造東寺司請經文案	16ノ462ノ8~113	(空)
34	㉞	34 8年9月4日奉写御執經所請經文	16ノ463ノ1~16	(空)
35	㉟	35 8年8月24日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判〕	16ノ463ノ7~464ノ12	(空)
36	㊱	36 8年8月25日奉写経所請經文案	16ノ465ノ1~18	(空)
		37 8年8月27日奉写経所目錄奉請文案〔収納文〕	16ノ465ノ9~111	(空)

37	㉔	38 8年8月26日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ466ノ1~467ノ1	(空)
38	㉕	39 8年8月23日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文・収納文〕	16ノ467ノ2~ノ11	(空)
39	㉖	40 8年8月22日奉写御執經所請經文〔造東大寺司判〕	16ノ468ノ1~ノ8	(空)
40	㉗	41 8年8月22日造東寺司請經文案〔収納文〕	16ノ468ノ9~469ノ4	(空)
41	㉘	42 8年5月3日御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文〕	16ノ469ノ5~ノ12	(空)
42	㉙	43 8年4月18日御執經所請經文〔造東大寺司判・送經文〕	16ノ470ノ1~ノ10	(空)
43	㉚	44 8年4月4日御執經所請經文	16ノ470ノ11~471ノ3	(空)
44**	㉛	45 8年3月30日御執經所請經文〔造東大寺司判・奉請文・収納文〕	16ノ471ノ4~472ノ5	(空)

* 第1紙は、〈第1の継文〉の首部か。

** 第44紙の左に、(1) 奉写御執經所奉請文の第1紙が続くか。

後掲Bの(7)天平宝字8年8月25日付奉写御執經所奉請文、(11)天平神護2年7月14日付奉写御執經所移は、本継文の一部であった可能性がある。

(3) 奉写御執經所奉請文(天平神護3年4月15日~7月13日)〈第2の継文〉

1 * 統修別集3	㉜	(天平神護)		
2 統々修17ノ5	㉝	1 3年7月13日奉写御執經所牒〔造東大寺司判・送經文・収納文〕	5ノ668、3行未収	空
3 統修別集3	㉞	2 3年6月18日造東大寺司移案	17ノ74~75	空
4 統修別集6	㉟	3 3年5月20日奉写御執經所移〔造東大寺司判充送文〕	5ノ666~667	空
5 統修別集3	㊱	4 3年4月24日造東大寺司牒案	5ノ660~661	空
6 ** 統々修17ノ5	㊲	5 3年4月24日奉写御執經所移〔造東大寺司判・奉請文・収納文〕	5ノ659~660	空
		6 3年4月15日造東大寺司移案	17ノ72~74	空

* 第1紙について『正倉院文書目録』(統修別集)は、「本断簡ノ右端ハ、ハジメ、統々修十七ノ七㉚(5)奉写一切經司奉請文の第38紙、引用者注)ニ貼リ継ガレタルヲ、ノチ、奉写一切經司奉請文ノ編成ノ際ニハガシトラレ、ツイデ、僅カニ切除セラレタルナラン」と指摘する。第1紙は〈第2の継文〉の首部に相当する。

** 第6紙の左に、(4)造東寺司移案の第1紙が続くか。

(4) 造東寺司移案(天平神護3年2月8日、22日)〈第2の継文〉

1 * 統々修17ノ6	①	(天平神護)		
2	②	1 3年2月22日 造東寺司移案〔収納文〕(1)	17ノ34~36ノ2	(空)
3	③	造東寺司移案〔収納文〕(2)	17ノ36ノ3~37ノ10	(空)
4	④	造東寺司移案〔収納文〕(3)	17ノ37ノ11~39ノ6	(空)
5	⑤	造東寺司移案〔収納文〕(4)	17ノ39ノ6~40ノ13	(空)
6	⑥	造東寺司移案〔収納文〕(5)	17ノ40ノ1~42ノ8	(空)
7	⑦	造東寺司移案〔収納文〕(6)	17ノ42ノ9~43ノ14	(空)
		造東寺司移案〔収納文〕(7)	17ノ44ノ1~45ノ6	(空)

8	⑧		造東寺司移案 [収納文] (8)	17 / 45 / 7~47 / 1	(空)
9	⑨		造東寺司移案 [収納文] (9)	17 / 47 / 1~48 / 7	(書込みあり、未収) ¹⁾
10	⑩		造東寺司移案 [収納文] (10)	17 / 48 / 8~11	(書込みあり、未収) ²⁾
11	⑪	2 3年2月8日	造東寺司移案 (1)	17 / 24~25 / 7	(空)
12	⑫		造東寺司移案 (2)	17 / 25 / 8~27 / 1	(空)
13	⑬		造東寺司移案 (3)	17 / 27 / 2~28 / 8	(空)
14	⑭		造東寺司移案 (4)	17 / 28 / 9~30 / 2	(空)
15	⑮		造東寺司移案 (5)	17 / 30 / 3~31 / 10	(空)
16	⑯		造東寺司移案 (6)	17 / 31 / 11~33 / 5	(空)
17* *	⑰		造東寺司移案 (7)	17 / 33 / 6~34	(空)

*第1紙は(3)奉写御執経所奉請文の第6紙の左に続くか。

**第17紙の左に、後掲Bの(12)天平神護3年2月6日付奉写御執経所移が続き、さらにその左に、正倉院中倉に残る題籤に「奉請一切経/御執経所」(表・裏)と記す往来軸(中倉、22、第7号)が来るか。

- 1) 左端に「六十花厳経第五帙」とあり。
- 2) 左端に「乙五帙」「六十花厳」とあり。

(5) 奉写一切経司奉請文(神護景雲元年9月26日~2年9月19日) <第3の継文>

正倉院文書 (紙数・種・写真番号・断簡番号)		当該文書			紙背			
文書番号	日付(神護景雲)	文書名(紙数)[余白記事]	[大日本古文書]	分類番号	日付	文書名(Δは「養」が半存)	[大日本古文書]	
1 * 続々修 17 / 7	⑤	1 2年9月18日 奉写一切経司移 [造東大寺司判] (1)	17 / 82 / 11~85 / 5			空	▽	
2 1)	⑥	奉写一切経司移 [造東大寺司判] (2)	17 / 85 / 6~86 / 3			空	△	
3	④③	2 2年9月19日 造東大寺司移案 [収納文]	17 / 81 / 7~82 / 10			空	▽	
4 続修別集 2	⑨⑧	3 2年9月2日 奉写一切経司移 [造東大寺司判]	5 / 698 / 11~699 / 4			空	▽	
5	⑦⑥	4 2年8月20日 奉写一切経司移 [造東大寺司判・奉請文]	5 / 697 / 11~698 / 10			空	◇	
6 続々修 17 / 7	⑦⑤	5 2年8月21日 造東大寺司移案 [収納文] (1)	17 / 86 / 4~88 / 2			空	◇	
7	⑧⑤	造東大寺司移案 [収納文] (2)	17 / 88 / 3~16			空	◇	
8 続修別集 2	⑧⑦	6 2年閏6月2日 奉写一切経司移 [造東大寺司判・奉請文・収納文]	5 / 697 / 3~10			空	◇	
9 続々修 17 / 7	⑨⑥	7 2年閏6月3日 造東大寺司移案	17 / 88 / 7~90 / 1			空	◇	
10 続修別集 2	⑥⑤	8 2年6月9日 奉写一切経司判 [造東大寺司判・奉請文]	5 / 696 / 5~697 / 2			空	◇	
11 続々修 17 / 7	⑩⑦	9 2年6月4日 造東大寺司判案 (続ク中間欠)	17 / 90 / 2~91 / 13			空	△	
12 続修別集 2	⑤④	10 2年6月4日 奉写一切経司移 [造東大寺司判] (続ク中間欠)	5 / 695 / 9~696 / 4			空	△	

13	続々修 17 / 7	⑩⑥	11 2年5月29日	奉写一切經司牒〔造東大寺司判〕	17 / 92 / 1~94 / 5		空	▽	
14	続修別集 2	③③	12 2年4月29日	奉写一切經司移〔造東大寺司判・奉請文〕(1)	5 / 694 / 10~695 / 7		空	◇	
15		④③		奉写一切經司移〔造東大寺司判・奉請文〕(2)	5 / 695 / 8		空	◇	
16	続々修 17 / 7	⑫⑨(1)	13 2年3月30日	造東大寺司移案〔取納文〕(1)	17 / 94 / 6~95 / 8	神護 2年6月3日	東大寺三綱牒〔造東大寺司判〕(書込1行あり)2)	◇	17 / 19
17		⑬⑨(2)		造東大寺司移案〔取納文〕(2)	17 / 95 / 8~96 / 1		空	◇	未収
18	続修別集 2	②②	14 2年3月28日	奉写一切經司移	5 / 694 / 5~7 / 9		空	◇	
19	続々修 17 / 7	⑭⑩(1)	15 2年3月28日	造東大寺司移案 (1)	17 / 96 / 2~1 / 11	神護 2年10月18日	僧興禪請書解〔送經文・取納文〕	◇	17 / 21
20	1)	⑮⑩(2)		造東大寺司移案 (2)	17 / 97 / 1~1 / 12	神護 2年10月3日	僧宝業借書目録	◇	17 / 20
21	1)	⑯	16 2年3月26日	奉写一切經司移〔造東大寺司判〕	17 / 100 / 10~102 / 4		空	▽	
22		⑰	17 2年3月27日	造東大寺司移案 (1)	17 / 98 / 1~99 / 8		空	▽	
23		⑱		造東大寺司移案 (2)	17 / 99 / 9~100 / 9		空	▽	
24	続修別集 2	⑲①	18 2年2月19日	奉写一切經司牒〔造東大寺司判・奉請文〕	5 / 693~694 / 4		(書込1行あり)3)	▽	未収
25	続々修 43 / 22	⑲	19 2年2月20日	造東大寺司牒案 (1)	17 / 110		造東大寺司牒案 (首尾欠)	▽	25 / 205
26	続修別集 1	⑳裏①裏		造東大寺司牒案 (2)	17 / 143 / 1~1 / 11	勝宝 2年5月26日	造東大寺司移案	◇	3 / 403~404
27		㉑裏①裏		造東大寺司牒案 (3)	17 / 143 / 11~1 / 13	勝宝 2年5月25日	造東大寺司移案 (1)	◇	3 / 403 / 2~1 / 4
28		㉒裏①裏		造東大寺司牒案 (4)	17 / 144 / 1~1 / 11		造東大寺司移案 (2)	◇	3 / 402~403 / 1
29	続々修 17 / 7	㉓(1)		造東大寺司牒案 (5)	17 / 102 / 5~1 / 8	勝宝 2年5月24日	造東大寺司移案	◇	3 / 402
30		㉔	20 2年2月12日	奉写一切經司牒〔造東大寺司判・奉請文〕	17 / 102 / 9~103 / 4	勝宝 2年5月20日	造東大寺司牒案 (首欠)	◇	11 / 252~253
31		㉕	21 2年2月12日	造東大寺司移案	17 / 103 / 5~104 / 10	宝字 8年正月16日 ~5月27日	奉写經所本經論奉請并借充帳	◇	16 / 433~434
32		㉖	22 2年正月30日	奉写一切經司移〔造東大寺司判・奉請文〕	17 / 104 / 11~105 / 7		空	◇	
33		㉗	23 2年2月3日	造東大寺司請疏文案 (1)	17 / 105 / 8~106 / 11	宝字 7年12月29日、8年3月23日	奉写經所本經疏奉請帳	◇	16 / 427~428
34		㉘		造東大寺司請疏文案 (2)	17 / 106 / 12~107 / 2	C-(17)	造東大寺司移案(?) (首尾欠)	◇	17 / 145
35		㉙		造東大寺司請疏文案 (3)	17 / 107 / 2~108 / 2		空	◇	
36		㉚		造東大寺司請疏文案 (4)	17 / 108 / 3~1 / 9	景雲元年10月10日	僧満松請經解〔送經文〕	◇	17 / 111
37		㉛		造東大寺司請疏文案 (5)	17 / 108 / 10~109 / 10	C-(16)	造東大寺司牒案	◇	17 / 77~78
38**		㉜(2)	24 元年9月26日	造東大寺司請經文案〔取納文〕	17 / 109 / 11~110		空	◇	

- *第1紙の右に、後掲Bの(13)景雲2年9月21日付造東大寺司移案、(14)景雲2年9月26日付造東大寺司移案が続くか。
 **第38紙の左が、はじめ(3)奉写御執経所奉請文の第1紙に貼り継がれていたことについては、(3)の項の*を参照。第38紙は〈第3の継文〉の尾部。
 1)第2紙と第3紙、第20紙と第21紙、第21紙と第22紙の接続推定は、日付及び内容の連続性、継目裏の「養」の残存状況による。
 2)右端下に「出土馬養」とあり。
 3)右端上に「俊大徳芳房」とあり。

(6) 一切経奉請文書継文(神護景雲2年11月10日~3年7月20日)〈第3の継文〉

1	* 続々修 17ノ8	①	1 3年7月20日	造東大寺司移案	17ノ117~118ノ12			(端裏書1行あり)	◇	17ノ117
2		②	3 3年6月28日	奉写一切経司移〔造東大寺司判〕(1)	17ノ119ノ1~120ノ12			空	◇	
3		③		奉写一切経司移〔造東大寺司判〕(2)	17ノ120ノ12~13			空	◇	
4		④	3 3年7月1日	造東寺司移案	17ノ121ノ1~11			空	◇	
5		⑤	4 3年4月3日	造東大寺司移案(1)	17ノ122ノ1~123ノ8			空	◇	
6		⑥		造東大寺司移案(2)	17ノ123ノ8~11			空	◇	
7		⑦	5 3年3月30日	奉写一切経司移〔造東大寺司判・奉請文〕	17ノ124ノ1~125ノ7			空	◇	
8		⑧	6 2年12月20日	造東大寺司牒案(1)	17ノ125ノ8~127ノ7			空	◇	
9		⑨		造東大寺司牒案(2)	17ノ127ノ8~128ノ12			空	◇	
10		⑩	7 2年12月4日	造東大寺司牒案	17ノ129ノ1~130ノ9			空	◇	
11		⑪	8 2年12月2日	奉写一切経司牒〔造東大寺司判〕(1)	17ノ130ノ10~132ノ12			空	◇	
12		⑫		奉写一切経司牒〔造東大寺司判〕(2)	17ノ132ノ13~135ノ2			空	◇	
13		⑬		奉写一切経司牒〔造東大寺司判〕(3)	17ノ135ノ3~6			空	◇	
14		⑭	9 2年11月12日	造東大寺司牒案(1)	17ノ135ノ7~137ノ2	C・(20)	景雲2年10月9日	造東大寺司牒案(尾欠)	◇	17ノ116~117
15		⑮		造東大寺司牒案(2)	17ノ137ノ3~15	C・(21)		上馬養請経注文(首欠)	◇	17ノ142
16		⑯		造東大寺司牒案(3)	17ノ137ノ6~12			空	◇	
17		⑰		造東大寺司牒案(4)	17ノ137ノ13~138ノ2			空	◇	
18		⑱	10 2年11月25日	造東大寺司牒案	17ノ138ノ3~12			空	◇	
			11 2年11月10日	奉写一切経所牒〔造東大寺司判・奉請文〕(1)	17ノ139ノ1~140ノ13			空	◇	
19	**	⑲		奉写一切経所牒〔造東大寺司判・奉請文〕(2)	17ノ141ノ1~142			空	◇	

- *第1紙の端裏に「閏三月□日封馬」と見える。本紙は〈第3の継文〉の首部に相当する。
 **第19紙の左に、後掲Bの(13)景雲2年9月21日付造東大寺司移案、(14)景雲2年9月26日付造東大寺司移案が続くか。

B 単独の文書

番号	正倉院文書 (種別・写真番号・ 断簡番号)	日付	文書名(紙数)〔余白記事〕	〔大日本 古文書〕	紙背			
					分類・ 番号	日付	文書名 (△▽は「養」が半存) 〔大日本 古文書〕	
(7)	続々修 17 / 5 ②	天平宝字 8 年 8 月 25 日	奉写御執経所奉請文〔造東大寺司判・奉請文〕 〈第 1 の継文〉	16 / 552-553			(空)	
(8)	続々修 17 / 5 ③	天平宝字 8 年 9 月 1 日	奉写御執経所返抄	16 / 559			(空)	
(9)	続々修 17 / 5 ④	天平宝字 8 年 12 月 29 日	奉写御執経所返抄	16 / 563-564			(空)	
(10)	続々修 17 / 5 ①	(天平神護元年カ) 8 月 22 日	奉写御執経所返抄	17 / 12			(空)	
(11)	続修別集 3 ③③	天平神護 2 年 7 月 14 日	奉写御執経所移〔造東大寺司判・奉請文〕〈第 1 の継文〉	5 / 542			空	
(12)*	続々修 17 / 5 ⑤	天平神護 3 年 2 月 6 日	奉写御執経所移〔造東大寺司判〕〈第 2 の継文〉	17 / 23			(空)	
(13)	続々修 17 / 7 ③	景雲 2 年 9 月 21 日	造東大寺司案〔収納文〕〈第 3 の継文〉	17 / 80~81			空 ▽ △	
(14)	続々修 17 / 7 ① ②	景雲 2 年 9 月 26 日	造東大寺司移案 (1)〈第 3 の継文〉	17 / 78-79 / 13	C・(19)		経論疏本注文案	17 / 116
			造東大寺司移案 (2)	17 / 80 / 1~16			C・(18)	経論疏本目録

*本文書の左に、正倉院中倉に残る題籤に「奉請一切経／御執経所」(表・裏)と記す往来軸(中倉、22、第7号)が来るか。

C 反故にされた文書

次の(15)以外は、A、Bに分類した文書の「紙背」の項を参照。

雇人功給歴名帳(天平宝字6年12月~7年4月)

(題籤に「雇人功給／歴名帳」(表)、「宝字六年／閏十二月廿九日」(裏)(16 / 178~179)と記す往来軸に付された表裏空の紙に第1紙は貼り継がれる)

正倉院文書 (紙数・種別・写真番号・断簡番号)			当該文書		紙背			
			天平宝字6年	〔大日本古文書〕	番号	日付	文書名	〔大日本古文書〕
1	続々修 41 / 7	①		16 / 179~180 / 3		宝字6年閏12月29日	経所解案	16 / 176 / 3~ / 9
2		②		16 / 180 / 4~ / 16		天平宝字6年閏12月29日	経所上日文案	16 / 175~176 / 1
3		③		16 / 181 / 1~182 / 1		閏12月26日	僧明一啓	16 / 175
4		④		16 / 182 / 2~ / 9			処々銭用注文	16 / 12
5		⑤		16 / 182 / 10~183 / 7		天平宝字6年閏12月29日	僧円栄啓	16 / 177

6	⑥	16 / 183 / 8 ~ 184 / 7	(15)	天平宝字 6 年 閏 12 月 14 日	御執経所請経文	16 / 171
7	⑦	16 / 184 / 8 ~ 185		天平宝字 6 年 12 月 30 日	上馬兼解	16 / 117 ~ 118
(以下 欠 失)						

一一 経巻の奉請実務

ここでは前節での検討結果をふまえ、造東大寺司に求められた経巻の奉請がどのように処理されていたのかを考察することにした。

1 奉請の記録

造東大寺司では、奉請した経巻の記録は、A 当該経巻の奉請を求める奉写御執経所・奉写一切経司の請経文・移などの余白に書き込む⁽³⁰⁾か、B 奉請経巻を書き上げた奉写御執経所・奉写一切経司宛の請経文・牒・移などの案文を保存するかの、いずれかの方式で行なわれていた。A の方式は第一の継文で多く現われ、第二・第三の継文では少数になるのに対し、B の方式は第二・第三の継文では多数を占めるといふ傾向が認められる。これは、少数の経巻の奉請には A が、多種・大量の経巻の奉請には B が、それぞれとられているためである。次に、A・B の事例を一点ずつあげておく。

A (2) 45、十六ノ四七二(一)四七二(二)

御執経所

奉請阿差末経二部

右被勝延尼師今日宣僞件經

從東大寺奉請内裏者今差舍

人建部人成令奉請如件

天平宝字八年三月卅日信部史生日置淨足

〔異筆〕
判行

〔自署、以下同〕
判官弥努連「奧麻呂」

主典阿刀連「酒主」

〔又異筆〕
〔以同日令請阿差末經一部五卷 黃紙及表綺帶朱軸有印
東寺可留察經内龜映一枚〕

即付廻使建部人成 〔以景雲二年八月十二日返了〕

出上馬養

又一部七卷 黃紙及表綺帶紫檀軸經映一枚着牙籤一枚

四月四日使大隅公足

行上馬養

B (3) 12、十七ノ七四、七五

造東大寺司移御執經所

合大小乘經論六十一卷在彩帙六枚 牙籤五枚 宮一切經内

起世經一部十卷二帙 籤一 入楞伽經一部十卷帙一 籤一

大品般若經一卷第二帙之第八卷也 成唯識論一部十卷 帙一 无籤

二十唯識論一卷

右六部大乘経論五

俱舍論卅卷三・籤三
欠中帙第六卷也

右一部小乘論

以前依去二月六日牒旨所奉請之類附下
便使

下淨足令奉請如前

天平神護三年六月十八日主典阿刀造

判官美努連

領上馬養

Aの請経文の余白に見える造東大寺司側の記述は、奉請の許可を与える判官と主典の姓名と「判行」の文字からなる造東大寺司判と、奉請経卷の名称・卷数・仕様（经文・表紙の紙質、卷緒と軸の種類、印・帙・牙籤の有無など）・所属（ここでは寮経、宮一切経）や経卷を託された使と奉請実務担当者の姓名及び日付を書き留めた奉請記事(31)から構成されている。他の事例では、造東大寺司判に判官・主典の他に長官・次官・案主・領らが登場し、「判行」の文字も「判許」「判」「行」などと多様な表記がなされている。また、東大寺三綱判が添えられる場合もある。奉請記事でも記述は簡略化され、実務担当者を記さない例が間々見受けられるが、大半のA方式では造東大寺司判と奉請記事を併記する体裁をとっており、許可がなされた上で実際の奉請実務が担当者によって進められる様子が具体的に示されている。

これに対してBの造東大寺司移案の場合は、奉請する経卷の名称・卷数・仕様（ここでは经文・表紙の紙質、卷緒・軸の種類は省略される）・所属を書き上げたあと、日付に続いてこの文書の発給責任者である主典・判官・領の姓名が記されている。他の事例では、奉請経卷の仕様がAのように詳細に記されたり、発給責任者に大判官・少判官・

案主らの姓名が見えるが、経巻奉請実務が誰によって行なわれたのかは、ここからは読み取りにくい。

従って、造東大寺司に求められた経巻の奉請過程を考察するには、A方式の記録が有効ということになるだろう。

この方式は第一の継文に類出し第二・第三の継文では少数となるが、奉請実務の方法は第二・第三の継文の段階で大きく変わることはなかったと思われるので、以下では、この第一の継文の事例から実務の様相を考察することにした。

2 奉請実務の担当者

奉請実務の内容を見るには、誰がそれを担当していたのかを知る必要がある。表1は、第一の継文に収められる奉写御執経所の文書や僧綱牒に記されたA方式の奉請記録五二例の中から、造東大寺司判（一部に東大寺三綱判）と奉請記事（ここでは奉請経巻数とその所属のみを記す）の有無及び実務担当者の姓名を、日付順に整理したものである。第一の継文にはB方式の造東大寺司の文書案も八例存在するので、それも参考として掲出しておいた。

この表によると、実務担当者の姓名は、天平宝字八年（七六四）以降ではほぼ奉請記事の中に認められるのに対し、それ以前では姓名を記さないものが一三例中の八例に及ぶのが知られる。天平宝字八年の事例から推せば、それは上馬養か建部広足のいずれかになると思われるが、この見方が妥当かどうかを奉請記事の筆蹟から検討を加えておくことにする。

図1は、実務担当者を記さない天平宝字六年・七年の八点の奉請記事を、図2は、上馬養と建部広足の筆にかかると奉請記事を、それぞれ『正倉院古文書影印集成』もしくは、「写真」より敷き写したものである。視覚から得られた観察の結果³⁹ではあるが、図2の上馬養の筆と図1の筆蹟を比較してみると、④の三行目の「以五月一日」「令請」「卷」「坤宮一切経内」、⑩の「坤宮一切内令請如件」、⑫の「上件経」「部」「黄紙及表綺帯朱軸」「経内」などの字形

表 1 経巻の奉請〈第 1 の継文〉

番号 日付 (*は造東大寺司 の文書)	文 書 名	奉請経巻 (*の場合は 右へ続く)	造東大寺司判 (△は東大寺三綱判)		奉 請 記 事 (奉請経巻・所属/実務担当者、 ※は収納(返納)記事)	典拠 (文書 番号)
			(判文)	*の場合は署名者(右へ続く)		
(天平宝字) ①6年12月21日	御執経所請経文	経 1 部 10 巻	行:判官上毛野公真人、主典安都宿林		同経・宮一切経之内	(1)17
②6年閏12月8日	御執経所牒	雑経	判:判官上毛野公真人、主典弥努連奥麻呂			(1)16
③7年4月13日	僧綱牒	経 8 部	行:判官葛井連根道、主典阿刀連酒主		経 4 部・水主宮+審詳師 ※以 5 月 1 日返納 5 月 1 日経 4 部/上馬養	(1)15
④7年4月13日	御執経所請経文	経 2 巻・伝 5 巻	行:判官葛井連根道、主典阿刀連酒主		同経・宮一切経之内 5 月 1 日同伝・坤宮一切経内	(1)14
⑤7年4月14日	御執経所請経文	経 50 部 100 巻	行:判官葛井連根道、主典阿刀連酒主		経 30 部	(1)13
⑥7年5月16日	御執経所請経文	経 1 巻	行:長官市原王、主典志斐連麻呂		同経・坤宮一切経内/上馬養	(1)12
⑦7年5月25日	御執経所請経文	経 4 部 182 巻	行:△大僧都法師、主典志斐連麻呂		同経・可留東寺内堂経内/上馬養	(1)11
⑧7年6月24日	御執経所請経文	経 1 巻			同経・坤宮一切経内/行家主上馬養	(1)10
⑨7年7月12日	御執経所請経文	経 2 巻	判許:主典志斐連		同経・可請嶋院内堂経内+可請嶋院図書寮経内	(1)9
⑩7年7月20日	御執経所請経文	経 1 部 60 巻	判行:判官葛井連根道、主典志斐連麻呂、領上馬養		同経・坤宮一切内	(1)8
⑪7年8月12日	御執経所請経文	経 10 巻	行:主典阿刀連		経 2 巻・水主宮+三綱所 ※景雲 2 年 8 月 13 日返(一部)	(1)7
⑫7年10月5日	御執経所請経文	経 3 部	行:主典志斐連麻呂		同経・水主内親王経+審詳師経内 ※以景雲 2 年 8 月 12 日返了	(1)6
⑬7年11月24日	御執経所請経文	経 2 巻	行:主典志斐連麻呂		同経・水主宮/出建部広足	(1)5
⑭8年正月16日	御執経所請経文	大乘律并小乘律	行:次官国中連公万呂、主典弥努連奥万呂			(1)4
⑮8年2月2日	御執経所請経文	経 1 部	判行:△大僧都法師、主典志斐連麻呂		同経・百部内/上馬養	(1)3
⑯8年3月30日	御執経所請経文	経 2 部	判行:判官弥努連奥麻呂、主典阿刀連酒主		経 1 部・東寺可留寮経内/出上馬養 ※以景雲 2 年 8 月 12 日返了(一部) 4 月 4 日経 1 部・宮一切経内/行上馬養	(2)45
⑰8年4月4日	御執経所請経文	経 1 部 7 巻			(⑯に記される→4月4日記事)	(2)44

138年4月18日	御執經所請經文	經3部	判行：判官弥努連奥麻呂、主典志斐連麻呂、領上馬養	1部6卷・内堂	(2)43
138年5月3日	御執經所請經文	經1部17卷	行：判官弥努連奥万呂、主典志斐連麻呂、案主建部広足	同經・聞智師所	(2)42
138年7月24日	御執經所請經文	經1部7卷	判：△大僧都、判官弥努連奥麻呂	同經・宮一切經之内	(2)26
138年8月22日	御執經所請經文	經4部20卷	判：判官弥努連奥麻呂	(→22)	(2)41
*138年8月22日	造東寺司請經文案	經4部20卷・宮一切經内+可請嶋院寮經内+百部内	行上馬養、判官弥努連	※以景雲2年8月13日返了(一部)	(2)40
138年8月23日	御執經所請經文	經1部10卷	判許：判官弥努連奥麻呂	同經・百部内/行上馬養 ※以景雲2年8月13日返了	(2)39
138年8月24日	御執經所請經文	經19部	判許：判官弥努連奥麻呂	(→25)	(2)35
*138年8月25日	奉写經所請經文案	經30卷・坤宮一切内	行上馬養		(2)36
138年8月25日	御執經所請經文	目錄1部	判許：判官弥努連	目錄2卷・寮經内/行上馬養	(7)
138年8月26日	御執經所請經文	經5部	判許：判官弥努連奥麻呂	經7卷・水主宮+坤宮一切經内/上馬養	(2)38
*138年8月27日	奉写經所請經文案	目錄1部19卷・寮經内	行上馬養	※以景雲2年8月13日返了	(2)37
138年8月28日	御執經所請經文	經7部・録3部	判：判官弥努連奥麻呂	(→30③)	(2)31
*138年8月29日	造東寺司請經文案	録15卷、目錄17卷	判官弥努連、領上馬養		(2)32
*138年9月1日	造東寺司請經文案	録3・宮一切經内	判官弥努連、領上馬養		(2)33
138年9月4日	御執經所請經文	經40部400卷		(→33)	(2)34
*138年9月4日	造東寺司檢注文案	百部最勝王經請散注文	判官弥努連		(2)28
138年9月8日	御執經所請經文	經1部7卷	判：判官弥努連奥麻呂	同經・坤宮一切經内/案主上馬養	(2)30
138年9月10日	御執經所請經狀	經500卷	行：判官弥努連奥麻呂	經400卷・百部内+七百卅卷内/上馬養 ※以神護2年12月30日返納100卷(一部) [(2)3参照]	(2)29
138年9月16日	賀陽田主請經狀	經200卷	判行：判官弥努連奥万呂、佐伯宿祢	同經・百部内+七百卷内/建部、上馬養	(2)27
138年10月17日	御執經所請經文	經10卷	行：判官弥努連奥麻呂、主典志斐連麻呂	經2卷・水主宮+内堂/出建部広足	(2)24
138年12月1日	御執經所請經文	雜經42卷	次官國中連公万呂、主典他田水主	同經・坤宮一切經内+寮一切經内+水主内親王經内+内堂經内/行上馬養 ※以景雲2年8月12日返了(一部)	(2)23

(六平神麿)	御執経所請経文	経164巻	判：次官国中連公万呂、主典藤井連荒海	経72巻・内堂経十可請嶋院寮経内/上馬養 同経・中宮省御願経内/行能登忍人 ※以景養2年8月13日返	(2)22
④9元年正月29日	御執経所移	経1部80巻			(2)14
④1元年3月10日	御執経所移	経1部600巻	判行：判官美勢連奥万呂、主典藤井連荒海	同経・前坤官宮所奉写一切経内/行上馬養	(2)15
④2元年3月19日	御執経所請経文	経1部8巻	判許：主典藤橋公石正	同経・内堂経内/3月20日行上馬養	(2)21
④3元年5月23日	御執経所移	経2巻	行：次官国中連、主典阿刀造与佐弥	同経・宮一切経内/出建部広足	(2)20
④4元年5月24日	御執経所移	経2巻	行：次官国中連、主典阿刀造、他田水主	同経・宮一切経内/出建部広足	(2)19
④5元年5月25日	御執経所移	日録1巻	判：次官国中連、主典他田水主	同日録・坤宮一切経/上馬養	(2)18
④6元年6月7日	御執経所請経文	経3巻	判行：判官美勢連奥万呂	同日録・坤宮一切経内/上馬養	(2)17
④7元年6月8日	御執経所請経文	経2部3巻	行：次官国中連公万呂、判官美勢連奥万呂	同経・坤宮一切経内十可請嶋院寮経内/上馬養	(2)16
*④8元年8月4日	造東寺司移案	経2巻・水主内親王経之内	判：次官国中連公万呂、判官美勢連奥万呂		(2)13
④9元年9月28日	御執経所請経文	経4巻	判：次官国中連、主典他田水主	経1巻/9月29日出充史生赤染入足	(2)12
⑤0元年12月9日	御執経所移	経7部35巻	判行：主典阿刀造	経3巻/出充史生赤染入足	(2)11
⑤12年3月20日	御執経所移	経200巻	令奉請：主典藤橋公石正	同経・間字七百卅三巻内/行上馬養	(2)10
⑤22年4月6日	御執経所移	経100部	判許：主典他田水主	[→⑤2]	(2)8
*⑤22年4月6日	造東寺司請経文案	経94部・可請嶋院寮経内+	上馬養、主典他田 藤木寺十坤宮一切経		(2)9
⑤22年5月30日	御執経所移	経3巻	行：主典阿刀造与佐弥	経2巻・坤宮一切経内/出充上馬養	(2)7
⑤22年7月14日	御執経所移	目録	行：主典藤橋公石正、阿刀造与佐弥	同日録	(1)1
⑤22年8月22日	御執経所移	経1部80巻	行：主典建部広足、土師	同経・坤宮一切経内/領上馬養	(2)5
⑤22年9月17日	御執経所請経文	経1巻	行：主典土師信称名道	同経・坤宮一切経内/上馬養	(2)6
⑤22年10月4日	御執経所移	経2部4巻	判許：判官佐伯宿称、主典土師信称名道	同経・坤宮一切経内/出充上馬養	(2)4
⑤23年正月24日	御執経所移	経2部3巻	判官美勢連奥万呂、主典建部広足	同経・坤宮一切経内	(2)1
⑤23年正月27日	御執経所移	伝120巻	行：判官美勢連、主典建部広足	伝40巻	(2)2

や筆遣いが、それぞれ図2の③⑥⑦のものに類似することが知られる。いずれも一筆で一息に書かれているので、④の三行目及び⑩⑫の記事は上馬養の筆にかかると推定される。³⁴⁾⑨も馬養の可能性がある〔令請如件〕の字形な

図1 実務担当者を書きない奉請記事（第一の継文）

①(1)-17 (統修別集三)①(1)

令奉請如黄黄纸及表侍場此種知
绿色帙付内使丹比小宗
一内侍之内

③(1)-15 (統修別集四)⑫(12)

令奉請法花經四印
三印水玉印 一印黄纸及表侍場白種御深子
一印黄纸及表侍場朱軸 一印黄纸及表侍場深子
一印當詳師第二様 黄纸及表侍場大御御深子
惣在印

④(1)-14 (統修別集四)⑪(11)

令奉請二卷
一卷浴衣御深子
一卷權洗仏形御深子
並官一印候之内若五様付内堅八清水一城守
一印水玉印 一印黄纸及表侍場朱軸 一印黄纸及表侍場深子

⑤(1)-13 (統修別集四)⑩(10)

令奉請仁王經叁拾部
六十卷 一印黄纸及表侍場朱軸
廿卷御深子 廿卷御深子 廿卷御深子
六印御深子表 五印黄纸及表 三印黄纸及表
七印江紙御表 八印御深子表 一印御深子表
付内堅草木紙空主人 内明様一合

⑨(1)-9 (統修別集四)⑥(6) 行間記入

可謂湯洗高書宗
法合注御

⑩(1)-8 (統修別集四)⑤(5) 行間記入

先佛堂一切内令請如行
在快哉

⑪(1)-7 (統修別集四)④(4)

令奉請壹卷
黄纸黄表及御深子朱軸 一印黄纸及表侍場朱軸
水玉官黄御深子 一印黄纸及表侍場朱軸
又壹卷
三印水玉印 一印黄纸及表侍場朱軸
付使即林大権

⑫(1)-6 (統修別集四)③(3)

上侍様三神
一印黄纸及表侍場朱軸 一印水玉印 一印黄纸及表侍場朱軸
一印水玉印 一印黄纸及表侍場朱軸 一印水玉印 一印黄纸及表侍場朱軸

図2 上馬養と建部広足の奉請記事(第一の継文)

(上馬養)

③(1)15 (統修別集四⑫⑬)

上件注四帖八月一日送油印件

又同日奉請法花延四帖廿二卷 正書成卷心之

上馬養

⑥(1)12 (統修別集四⑨⑩)

上件注坤宮一切注内合注心注

上馬養

⑦(1)11 (統修別集四⑧)

上件注四帖廿二卷

正書成及表於常朱軸在乍縁快録縁外地重田并
一白更寺内堂境内之

3 仙系宗平格一今案之ハ之 教市校指一書 上馬養

(建部広足)

⑬(1)5 (統修別集四②)

合奉請提謂臣二卷

上下 水主宮黃紙信筒
凍陰軸

付即使八清氷城守

出連中廣之

⑳(2)24 (統々修十七ノ四⑳)

合奉請貳卷

一書黃紙表信筒帶凍軸 在乍 水主宮第廿五
一書黃紙表信筒帶朱軸 在乍 内宮第之襖

右付即使内使之昔大里山

出連中廣之

㉑(2)20 (統々修十七ノ四㉑)

合請二卷

空一切注之内

付使儀之度山

自著五襖出 黄紙表信筒 紫種軸
出連中廣之

㉒(2)19 (統々修十七ノ四㉒)

如負之並空一切注之内

黄紙表信筒紫種軸
付即使儀又二度山

出連中廣之

表2 奉請実務の担当者〈第1の継文〉

番号	日付	担当者	番号	日付	担当者
(天平宝字)			⑤8年	9月10日	上馬養
①6年	12月21日	(建部広足)	⑤8年	9月16日	建部
③7年	4月13日	(建部広足)			上馬養
		5月1日	⑤7年	10月17日	建部広足
		上馬養	⑤8年	12月1日	上馬養
④7年	4月13日	(建部広足)	(天平神護)		
		5月1日	⑤9年	正月29日	上馬養
		(上馬養)	④0年	3月4日	能登忍人
⑤7年	4月14日	(建部広足)	④1年	3月10日	上馬養
⑥7年	5月16日	上馬養	④2年	3月19日	上馬養
⑦7年	5月25日	上馬養	④3年	5月23日	建部広足
⑧7年	6月24日	上馬養	④4年	5月24日	建部広足
⑨7年	7月12日	(上馬養)	④5年	5月25日	上馬養
⑩7年	7月20日	?	④6年	6月7日	上馬養
⑪7年	8月12日	(建部広足)	④7年	6月8日	上馬養
⑫7年	10月5日	(上馬養)	④9年	9月28日	赤染人足
⑬7年	11月24日	建部広足	⑤0年	12月9日	赤染人足
⑮8年	2月2日	上馬養	⑤12年	3月20日	上馬養
⑯8年	3月30日	上馬養	⑤2年	5月30日	上馬養
⑰8年	4月18日	(上馬養)	⑤2年	7月14日	(上馬養)
⑱8年	5月3日	(上馬養)	⑤2年	8月22日	上馬養
⑳8年	7月24日	(上馬養)	⑤72年	9月17日	上馬養
㉑8年	8月23日	上馬養	⑤82年	10月4日	上馬養
㉒8年	8月25日	上馬養	⑤93年	正月24日	(建部広足)
㉓8年	8月26日	上馬養	⑥03年	正月27日	(建部広足)
㉔8年	9月8日	上馬養			

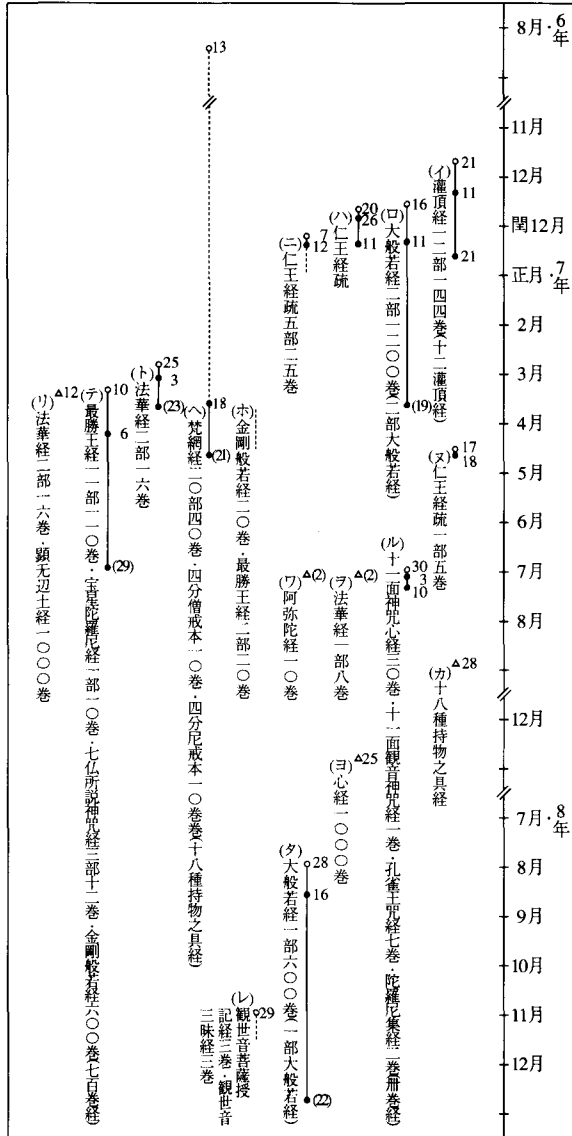
ど)が、決め手に欠くので保留しておく。
 次に建部広足の筆を比べてみると、①の「令奉請」「宮一切経之内」「付即」、③の「令奉請」「水主宮」「黄紙」「表綺」「在印」、④の「令奉請」「卷」「黄紙」「宮一切経之内」、⑤の「令奉請」「卷」「黄紙」「表」、⑪の「令奉請」「卷」「黄紙」「表」「帯」「付」「使」などの字形や筆遣いが、図2の⑬⑰⑲⑳のものと同様である。③⑤⑪には後筆の合点や書き込みが混じるが、奉請記事そのものは一筆と見られるので、右の五点は建部広足の筆になると推定してもよいだろう。⁽³⁵⁾
 実務担当者の姓名を記さない奉請記事は、天平宝字八年以降でも六点認められるが、これも右のような手法で筆蹟を観察してみると、⑱⑲⑳⑤⑤は上馬養の、⑤⑤⑥は建部広足のそれぞれ筆にかかると解される。

以上の筆蹟の觀察結果も含めて奉請実務の担当者を見ると(表2参照)、それは建部広足・上馬養・能登忍人・赤染人足の四人によって担われていたことが知られる。その中で最も担当機会の多いのが上馬養で、四四例中の三二例に及んでいる。つまり、奉請実務は上馬養を中心に進められていたわけである。しかし建部広足も一二例に登場しており、とりわけ天平宝字六年十二月〜七年四月の初期の段階では広足が経卷奉請を担当し、馬養がその返納や追加奉請の記事を追筆している(③④)のが注意される。これは、広足と馬養が職務上緊密な関係にあり、両者が相互に連繫しながら実務を果たしていたことによるのであろう。

3 建部広足と上馬養

建部広足が、最も早い時期に奉写御執経所請経文の余白に奉請記事を書いている(表1の①)のは、当時の経卷奉請の実務が広足によって担われていたことによる。このとき広足は、天平宝字六年十二月から閏十二月にかけて写経所で行なわれた灌頂経一二部一四四卷(十二灌頂経)書写(表3参照)に経師として参加しているので、書写作業の合間にこうした実務がなされていたものと見られる。上馬養は、写経所の案主(領)として十二灌頂経書写を担当していたから、業務上、広足は馬養の配下にいたことになる。しかし、広足は他の経師と異なって写経所の構成員と見なされ、天平宝字六年十二月三十日付の経所解案(続々修四ノ二十一、十六ノ一〇八)には、馬養らとともに十二月の上日が報告されている。広足は、天平宝字二年六月から九月にかけて写経所で行なわれた金剛般若経一〇〇〇卷(千巻経)と千手千眼経一〇〇〇卷・新羅索経一〇部一八〇卷・薬師経一二〇卷(千四百巻経)の書写に案主として従事したことがあったが、このような経歴と、左大舍人正七位上という当時の写経所構成員の中で最も高い位階を持つていたことが、こうした別格の扱いになったのである。広足は六年閏十二月に十二灌頂経書写が終わると写経所を離れるが、八年八月に大般若経一部六〇〇卷(一部大般若経)書写が始まると再び経師として参加し、同様の扱い

表3 天平宝字六年～八年の写経事業



(注) 表中の○は写経が命じられた日、●は書写作業の開始、終了日(括弧内は推定)、△は予算書の作成された日(○の写経では予算書だけが残る)、破線は書写作業等の推定を示す。各写経事業の詳細については山本『写経所文書の基礎的研究』第三章第二節(吉川弘文館、二〇〇二年)を参照されたい。下段に、各写経の主要史料を「大日本古文书」の巻・ページ数で示しておく。

(イ) : 16 / 114~115、14~15、115~117、16、52~54、55~56 (ロ) : 16 / 59~68、139~164 (ハ) : 16 / 106、25~50 (ニ) : 16 / 319~321、25~50 (ホ) : 16 / 169~170 (ヘ) : 16 / 360~362、357~359 (ト) : 16 / 362、336~339 (チ) : 5 / 402、16 / 367~371、5 / 418~432 (リ) : 25 / 345~346、16 / 347~352 (ヌ) : 16 / 322、375~376 (ル) : 5 / 447~448、449~450、25 / 341 (ワ) : 16 / 410~411、411~412 (カ) : 16 / 341~343、25 / 339~340、15 / 81~82、79~81、16 / 419~420 (コ) : 16 / 423~427 (タ) : 5 / 498~500、16 / 537~548、549~552 (レ) : 16 / 561、562、5 / 508

を受けている。ただし、このときの経師は一カ月間だけで、九月になると案主（領）として上日が報告されている。⁽⁴⁰⁾

上馬養が奉請実務を担当するのは天平宝字七年五月からで、建部広足が記した③④（表1）の奉請記事に五月一日付の返納や追加奉請を追筆するのが最初である。このような形で関与しだすのは、六年十二月以来、案主として進めてきた十二灌頂経書写、大般若経二部一二〇〇卷（二部大般若経）書写、梵網経二〇部四〇卷・四分僧戒本一〇卷・四分尼戒本一〇卷（十八種持物之具経）書写などが四月末で一段落し（表3参照）、広足の仕事を受け継ぐ余裕が生じたからであろう。ただし広足は、これ以降も奉請実務を行なっている、それは部分的な継受にとどまっていたと見られる。馬養はこのとき散位従八位下⁽⁴¹⁾で広足よりも七階下位にあること、広足は表1の⑬では案主として⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿では主典として奉請を許可する造東大寺司判に名を連ね、主典昇進後も奉請実務を担当していること（表2の⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿）を勘案すると、経巻奉請の責任者は広足のものであり、馬養はその下で実務を担当していたのではないかと考えられる。

奉写二部大般若経解移牒案収載の経所解案（上日報告）によると、天平宝字六年十二月～八年九月の上馬養は、写経所の案主として上日が報告されているので、この間の経巻奉請実務は写経所の実務の合間になされていたことになる。折々、奉写御執経所から求められる奉請に対応すればよいのだから、それは兼務で十分事が足りたからである。しかし、実務の方は写経所ではなく、経巻が保管される場所、すなわち「経蔵」もしくはそれを管理する施設でなされていたのではないかと思われる。

4 奉請実務の場

奉請記事に見える経巻には、「宮一切経」「内堂経」「図書寮経」「水主内親王経」「審詳師経」のように、それぞれの所属が注記されている例が多く見受けられる（表1）。これは、造東大寺司が写経や勘経などの目的で内裏・図書

寮・東大寺などから奉請した経巻を、“経蔵”⁽⁴³⁾の中で所蔵別もしくは種別に保管していたためと見られる。従って、それらの経巻を奉写御執経所へ奉請する場合は、紛失と混乱を避けるため経巻の仕様を詳細に記録し所属を明記しておく必要があった。前記の奉請記事のあり方は、このような管理体制を反映するものといえるが、こうした記録の重要性を念頭にすれば、実務担当者は、これらの作業を“経蔵”もしくはそれを管理する施設の中で行なっていたと見た方がよいだろう。

経巻奉請と“経蔵”の関係をj知る上で注意されるのは、上馬養の上司と想定した建部広足の所属の問題である。広足は前記のように写経事業に参加する時期があるものの、本来の任務は倉の管理にあつたのではないかと思われる。これについて示唆的なのは、『正倉院文書目録』で「北倉代楽具等欠失文」と題される天平宝字八年四月から天平神護二年（七六六）五月にかけての一二点の文書⁽⁴⁴⁾である。

この「欠失文」は、諸種の行事のために請け出された楽具等の欠失を報告する解・注文・検定文などからなるもので、余白には、これを検察・勘知した造東大寺司と東大寺三綱の關係者の判もしくは署名が加えられている。次にあげるのは、そのうちの天平宝字八年七月十八日付浄人小菅万呂等解（続修別集三五、五ノ四八四〜四八五）であるが、奥の余白に記される造東大寺司判には、主典・史生・倉人らとともに案主の建部広足の姓名が見えている。

楽頭襖子巻領白椽臈緋

帛汗衫巻領 帛袴^袴参腰

右為用東西二塔并七月十五日会以去

四月廿五日請高麗楽二具之中所

失仍探求可進状注以解

天平宝字八年七月十八日浄人 小菅万呂

魚主

九月

〔別筆〕
「検察」

三綱
少都〔惠瑤〕
（自著以下同）

可信「桑軌」

〔又別筆〕
「造寺司」 主典志斐連「麻呂」

史生土師「名道」

案主建部「広足」

倉人呉服「息人」秦息成」

樂具等を「北倉代」⁽⁴⁵⁾から出納するのは倉人、それらの出納記録と文書の発給・受領を担当するのが案主で、史生・主典らはそれらを統轄する立場にあつたのである。案主には、広足の他に、天平宝字八年四月十一日付木工所解（統修三十一、五ノ四八二）に見える赤染人足、同八年四月二十五日付樂具欠失注文（統修別集十裏、五ノ四八二ノ四八三）及び（同八年四月）二十六日付樂具欠失検定文（統修別集三十五、五ノ五三八ノ五三九）に見える若桜部梶取ら⁽⁴⁶⁾がいたが、いずれも造東大寺司判などに加わる機会は少なかったらしく、倉人が六例あるのに対し案主は四例となっている。

建部広足が「北倉代」の案主であつたことは題籤に「北倉代中間下」（表）「天平宝字八年」（裏）と記す往来軸を持つ北倉代中間下帳（統々修四十四ノ九、十六ノ五六六ノ五九三）にも認められ、（天平神護元年）十一月□七日条の署名部分には主典・倉人らとともに、天平神護二年正月十四日条では判官・主典・倉人らとともに「案主建部広足」と見えている（十六ノ五六八ノ五六九）。また、年紀不明の八月某日条の署名部分には、倉人とともに「主典建

部広足」と記されている(十六ノ五八二)⁽⁴⁷⁾。広足が主典として現われるのは、前掲の表1では天平神護二年八月二十二日(56)のことであるから、右の記事も同二年か三年以降のものになるだろう。

右の下帳によると、「北倉代」には楽具の他に盜鉢・檜埴輪などの仏事用の食器、宝車・大宝幢・幟幡・香台などの仏具、緋枚網・繡縁緋糸などの装飾用具などが収められていた。それらは造東大寺司と東大寺で管理され、出納実務については造東大寺司側の倉人や案主が担当していたものと見られる。建部広足は、史料上では天平宝字八年七月から天平神護二年正月までは「北倉代」の案主として現われている。そして、同二年八月以降は主典となっているが、案主としての経歴からすれば、昇進後も現場の実務に従事する倉人・案主らとの繋がりが強かったのではないかと思われる。

建部広足の所屬をこのように見ると、経卷奉請の場に広足が現われる理由も明らかになるであろう。

“経蔵”をめぐる記録は残っていないが、経卷の奉請を求める僧綱牒が東大寺三綱宛に(表1の③)、奉写御執經所牒・移が造東大寺司并三綱所宛に(後掲表4の⑤⑧)出され、奉請の許可に東大寺三綱判が加えられる例(表1の⑦⑮⑳)があるように、“経蔵”の管理も造東大寺司と東大寺の双方で行なっていたと見られる。奉請実務は、前記のように造東大寺司側が担当しているので、“経蔵”も「北倉代」と同じような管理・運営体制のもとに置かれていたことになる。従って、そこに収納される経卷の奉請が、楽具や仏具などの出納実務を担う人々によってなされる場合もあるわけで、建部広足が「北倉代」の案主として現われる右の期間に経卷奉請の実務を担当し(表1の③⑥⑦⑧④④)、赤染人足にも時期がやや開くものの二例それが認められる(④⑤⑤)のは、こうした「北倉代」と“経蔵”の実務担当者の共通性を伝えるものといえるだろう⁽⁴⁸⁾。

問題は、建部広足らがどのような立場で経卷奉請を行なっていたのかであるが、これについては天平宝字八年五月三日付奉写御執經所請經文(表1の⑱)の造東大寺司判に判官・主典とともに「案主建部広足」とあるのが参考にな

る。この請経文は、前掲の同八年七月十八日付浄人小菅万呂等解と日時が近いので、ここに見える案主は「北倉代」のものとして解される。つまり、広足は、「経蔵」からの経巻奉請の判許に「北倉代」の案主として加わっているのである。このような対応が可能になったのは、「経蔵」が「北倉代」の管下に置かれていたからであろう。⁽⁴⁹⁾前記の広足らの奉請実務への関与は、こうした立場からのものであったと考えられる。

建部広足が奉写御執経所への経巻奉請を担当するのは、天平宝字六年十二月からであった。その当時の広足の所属は記録の上には現れないが、右に見たような「経蔵」と「北倉代」の関係を念頭にすれば、広足は既に「北倉代」の案主の地位にあったと想定してもよいだろう。広足とのちに加わる上馬養は、奉写御執経所への経巻奉請実務を「経蔵」もしくは「北倉代」の施設で行なっていたと見られる。

5 経巻奉請と写経所

「経蔵」が「北倉代」の管下に置かれていたことは右に見た通りであるが、では写経所とはどのような関係にあつたのであろうか。「経蔵」に収められた経巻は、写経所で行なわれる写経の本経にもなるのであるから、両者は密接な関係にあるといわねばならない。写経所案主の上馬養が建部広足のもとで奉請実務に従事するのも、写経所が「経蔵」の管理に一定の役割を果たしていたからとも考えられる。しかし、奉写御執経所の文書の余白に書かれた奉請記事の中には「写経所」の文字は認められず、別途に作成された奉写御執経所宛の経巻奉請文書も差出し名は造東大寺司になっている。つまり、現存の経巻奉請関係文書には、写経所が登場しないのである。⁽⁵⁰⁾これは、奉請記事等に写経所の名称を記す必要がなかったためというよりも、経巻奉請そのものに写経所が関与していなかったからではないかと思われる。

この点について注意されるのは、写経所の臨時的な性格である。前掲の表1に示した天平宝字六年十二月、天平神

護三年正月の期間のうち、写経所の活動が史料上に現われるのは、十二灌頂経書写の始まる天平宝字六年十二月から一部大般若経書写が終わる同八年十二月までの間で、それ以降は、一切経書写が始まる神護景雲四年(七七〇)五月頃まで認められなくなる。それは、この間の写経所が十二灌頂経や二部大般若経の書写事業のために設置されたもので、天平宝字七年六月に最勝王経一部一〇卷・宝星陀羅尼経一部一〇卷・七仏所説神咒経三部一二卷・金剛般若経六〇〇卷(七百卷経)書写が終わると休止状態となり、八年八月に再起されて一部大般若経書写を行なったあと、活動を停止するという経過を辿るからである(表3参照)。つまり、写経関係文書に現われる写経所は恒常的なものではなく、写経命令が出されるとその都度業務を遂行する臨時的な性格を帯びていたといえる。このような写経所が、例えば天平宝字七年十月五日付奉写御執経所請経文(表1の⑫)で求められた経巻の返納を、神護景雲二年八月十二日に確認するのは無理なことで、また折々に求められる経巻の奉請のために、天平神護元年以降もこうした写経所が存続していたと想定するのも困難であろう。

結局、天平宝字六年十二月〜八年十二月の間に写経関係文書に現われる写経所では、長期にわたって奉請される経巻の行方を監視できないのであって、“経蔵”の管理運営には直接関与していなかったと考えられる。上馬養が奉請実務に従事するのは、写経所の業務の一環としてではなく、「北倉代」の案主建部広足の任務を補佐するためであって、その意味において馬養は「北倉代」の業務、とりわけ“経蔵”の管理実務を兼務していたといえるであろう。⁽⁵²⁾

三 継文の作成と伝来

前節では、奉写御執経所への経巻奉請実務は“経蔵”もしくは「北倉代」の施設で行なわれていたこと、写経所は“経蔵”の管理には関与せず上馬養が「北倉代」の案主建部広足のもとで奉請実務に従事していたことなどを指摘

した。このように見ると、奉写御執経所・奉写一切経司への経卷奉請にかかわる文書、すなわち第一〜第三の継文が、どのような場所で作成されていたのかが問題になってくる。本節では、第二・第三の継文を取り上げて天平神護三年（七六七）二月以降の奉請実務の様相を検討し、合わせてこれら三つの継文の成立事情と写経所文書として伝来するに至った経緯を考察することにした。

1 第二・第三の継文

表4は第二の継文、表5は第三の継文の奉請記録（A・B方式。B方式は表中の*印）を日付順に整理したものである。

まず表4（天平神護三年二月六日〜七月十三日）を見ると、奉請記事のあるA方式は⑤⑧の二例だけで、いずれも上馬養によって書かれている。馬養はB方式の②③⑦の移案でも「出充」の担当者として、あるいは案主・領として署名欄にその姓名が認められるので、この期間も奉請実務は馬養によって担われていたと見てよいだろう。一方、建部広足の場合は、この表では④と⑧に主典としてその姓名が記されているだけである。広足は、表1の⑤⑨⑩（天平神護三年正月二十四日・二十七日。表2も参照）を最後に奉請実務には従事しなくなる。恐らく主典に昇進後、職務が繁忙となり実務の場を離れたのであろう。それが、経卷奉請の責任者としての地位からの解放を伴っていたのかは、この両表から明らかでないが、次の表5を見ると、広足と経卷奉請の関係はなお続いていたのではないかと思われる。

表5（神護景雲元年（七六七）九月二十六日〜同三年七月二十日）でもA方式の奉請記事は⑬⑭の二例だけで、いずれも上馬養によって書かれている。馬養は残る三五例中の二〇例にも登場し、造東大寺司判に加わる機会はなかったものの、B方式の署名欄すべてにその姓名が記されており、馬養が当該期においても奉請実務の担当者であったことを伝えている。問題の建部広足は、①〜⑫の期間に造東大寺司判と請経文などの案文に合わせて一〇例、姓もしく

表4 経巻の奉請〈第2の継文〉

番号 日付 (天平神護) (*は造東大寺司の文書)	文書名	奉請経巻・所属 (*の場合は 右へ続く)	造東大寺司判		奉請記事 (奉請経巻・所属/実務担当者、 ※は収納(返納)記事)	典拠 (文書 番号)
			(判文)	*の場合は署名者(右へ続く)		
①3年2月6日	御執経所移	一切経1部	判許:次官国中連、判官佐伯宿祢、美努連奥麻呂、主典阿刀造与佐弥		[-②③④⑥⑦]	(12)
*②3年2月8日	造東寺司移案	大乘経678巻・坤宮官一切経		主典土師宿祢名道、判官美努連、出充上馬養		(4)2
*③3年2月22日	造東寺司移案	大小乗経律論集伝等1817巻・坤宮官一切経之内		主典土師宿祢名道、判官美努連、案主上馬養 ※以宝亀2年閏3月24日且返上(一部)		(4)1
*④3年4月15日	造東寺司移案	大小乗経律論集等393巻・宮一切経内		主典建部広足、判官美努連奥麻呂		(3)6
⑤3年4月24日	御執経所移	経1部・水主内親王、経1部	判許:判官美努連奥麻呂、主典阿刀造与佐弥		経1部/上馬養[-⑥] ※以景雲2年8月11日奉請400巻(一部) ※以同月12日、請179巻(一部)	(3)5
*⑥3年4月24日	造東寺司牒案	経1部600巻、論20巻、伝16巻		主典阿刀造、判官美努連		(3)4
*⑦3年6月18日	造東寺司移案	大小乗経論61巻・宮一切経内		主典阿刀造、判官美努連、領上馬養		(3)2
⑧3年7月13日	御執経所牒	疏66巻・宮一切経之内、経10部3巻	判許:次官国中連、主典建部広足		経疏23巻・可請嶋院寮経内+坤宮官一切経内/行上馬養 ※以景雲2年8月12日返了(一部) ※以宝亀2年閏3月24日且返上10巻(一部)	(3)1

表5 経巻の奉請〈第3の継文〉

番号 日付 (神護景雲) (*は造東大寺司の文書)	文書名	奉請経巻・所属 (*の場合は 右へ続く)	造東大寺司判		奉請記事 (奉請経巻・所属/実務担当者、 ※は収納(返納)記事)	典拠 (文書 番号)
			(判文)	*の場合は署名者(右へ続く)		
*①元年9月26日	造東寺司請経文案	経14巻・寮一切経之内+坤宮一切経之内		上馬養、判官美努連、主典建部 ※以2年正月11日返了(一部)		(5)24
②2年正月30日	一切経司移	一切経疏伝集等	判許:判官美努連奥麻呂、主典建部広足		152巻[-③]	(5)22

*③2年2月3日	造東寺司請疏文案	疏伝集等152卷・宮一切經内+圖書寮疏+水主内親王宮疏+審詳師經内	主典建部、判官美努連、案主上馬養		(5)23
④2年2月12日	一切經司牒	大乘論疏272卷	判行：判官美努連、主典建部	92卷〔→⑤〕	(5)20
*⑤2年2月12日	造東寺司移案	大乘論疏92卷・水主内親王經内+審詳師經内	主典建部、判官美努連、案主上馬養		(5)21
⑥2年2月19日	一切經司牒	大乘經疏420卷	判許：判官美努連與麻呂、主典建部広足	97卷〔→⑦〕	(5)18
*⑦2年2月20日	造東寺司牒案	大乘經疏97卷・坤宮一切經	主典建部、判官美努連、案主上馬養		(5)19
⑧2年3月26日	一切經司移	大乘論疏138卷	判行：判官美努連與麻呂、主典建部広足	〔→⑨⑫〕	(5)16
*⑨2年3月27日	造東寺司移案	大乘論疏76卷・坤宮一切經	主典建部、判官美努連、案主上馬養		(5)17
⑩2年3月28日	一切經司移	大乘論疏262卷		〔→⑪〕	(5)14
*⑪2年3月28日	造東寺司移案	大乘經疏83卷・坤宮一切經	主典葛井連、案主上馬養		(5)15
*⑫2年3月30日	造東寺司移案	疏71卷・坤宮一切經内	主典建部、判官美努連、案主上馬養 ※以閏3月13日返上了		(5)13
⑬2年4月29日	一切經司移	疏1部・審詳師	判許：大判官美努連與萬呂、主典葛井連荒海	疏12卷・審詳師經之内/案主上馬養	(5)12
⑭2年5月29日	一切經司牒	大乘經疏賢聖集245卷・一切經	判許：少判官志斐連麻呂、主典小橋公石正	〔→⑯〕	(5)11
⑮2年6月4日	一切經司移	論等5卷	判許：少判官志斐連麻呂、主典小橋公石正		(5)10
*⑯2年6月4日	造東寺司牒案	集95卷・坤宮官一切經内+審詳師經内	主典小橋公、少判官志斐連、案主上村主馬養		(5)9
⑰2年6月9日	一切經司牒	論4卷	判行：少判官志斐連麻呂、主典小橋公石正	同論・坤宮一切經之内/案主上馬養	(5)8
⑱2年閏6月2日	一切經司移	經20部	判行：少判官志斐連麻呂、主典阿刀造与參	60卷〔→⑲〕 ※返上5部未上1部	(5)6
*⑲2年閏6月3日	造東寺司移案	經論疏30卷・經60卷・水主内親王經+審詳師經+圖書寮一切經+所請嶋院寮經	主典阿刀造、少判官志斐連、案主上村主馬養 ※以景雲2年8月12日返5部(一部)		(5)7
⑳2年8月20日	一切經司移	律論疏等183卷	判許：大判官上毛野公、主典建部広足	114卷〔→㉑〕	(5)4
*㉑2年8月21日	造東寺司移案	大小乘經律等疏20部114卷・宮一切經内	主典建部、大判官上毛野公、案主上村主馬養 ※以宝龜2年閏3月10日返上(一部)		(5)5
㉒2年9月2日	一切經司移	經1部10卷・宮	判許：主典建部広足		(5)3

②2年9月18日	一切經司移	經律論疏章集經等72部264卷	判許：少判官志斐連麻呂、主典建部広足	(→24)	(5)1
*22年9月19日	造東寺司移案	大小乘經律等疏109卷・宮一切經之内	主典建部、少判官志斐連、案主上馬養 ※以閏3月12日返上(一部)		(5)2
*22年9月21日	造東寺司移案	論疏132卷・宮一切經之内	主典建部、小橋公、案主上村主馬養 ※宝龜2年間3月12日且返上1卷		(13)
*22年9月26日	造東寺司移案	疏140卷・宮一切經之内	主典建部、小橋公、案主上村主馬養		(14)
22年11月10日	一切經所牒	經論律疏章集等284卷・審詳師+水主内親王+因書寮	判許：大判官上毛野公真清、主典建部広足	(→2829)	(6)11
*22年11月12日	造東寺司牒案	經論律章疏集等187卷・審詳師經内	主典建部、大判官上毛野公、案主上村主馬養		(6)9
*22年11月25日	造東寺司牒案	疏20卷・水主内親王經之内+因書寮經之内	主典建部、大判官上毛野公、案主上村主馬養		(6)10
22年12月2日	一切經司牒	論疏章99部816卷11牒・因書寮+審詳師+水主内親王	判許：大判官美努連奧麻呂、主典建部広足	(→3132)	(6)8
*22年12月4日	造東寺司牒案	論疏160卷・審詳師	主典建部、大判官美努連、案主上村主馬養		(6)7
*22年12月20日	造東寺司牒案	論疏章462卷・因書寮經内+水主内親王經内	主典建部、少判官志斐連、案主上村主馬養		(6)6
33年3月30日	一切經司移	經論疏章24部85卷・宮一切經内	行：少判官志斐連麻呂、主典葛井連荒海	28卷(→34)	(6)5
*33年4月3日	造東寺司移案	疏28卷・宮一切經内	主典葛井連、少判官志斐連、案主上馬養		(6)4
33年6月28日	一切經司移	經論疏章30部65卷・水主内親王+審詳師	判行：大判官上毛野公真清、主典葛井連荒海	(→3637)	(6)2
*33年7月1日	造東寺司移案	疏章等9部15卷・水主内親王經之内	主典葛井連、大判官上毛野公、充案主上馬養		(6)3
*33年7月20日	造東寺司移案	論疏章26卷・審詳師	主典□□□、少判官□□□、案主上馬養		(6)1

は姓名が記されているのに対し、⑬～⑰の間はそれが全く見えず、⑳～㉔の間になるとすべての造東大寺司の判と案文に姓または姓名は記されるという傾向が認められる。途中で経巻奉請から離れるのは、他の業務の都合からと解せば、経巻奉請の責任者はなお広足であったと見ることができであろう。しかし、㉕～㉗の期間に現われなくなるのは、奉写一切経司への経巻奉請が㉘で終わることからすれば、一時的な退去であったのかどうかは判断できない。ともあれ、広足の経巻奉請との関係は㉙、すなわち神護景雲二年十二月二十日までは続いていたと見ることができよう。

2 継文の成巻

このように、第二、第三の継文の段階においても建部広足と上馬養による経巻奉請への関与は続いていたが、広足が天平神護二年八月以降に主典として現われるのに対し、馬養の場合は、同元年正月以降、写経所の活動が停止すると、その案主としての地位がどのようになったのかは確認できなくなる。「北倉代」の管下にある「経蔵」の管理を兼務していたと見られることから、いわば本務の写経所の業務が停止したので馬養は「北倉代」の案主になったと解せなくもないが、先の「北倉代楽具等欠失文」や北倉代中間下帳には、それを窺わせるような記事は認めることができない。それ故、天平神護元年正月以降の馬養の所属は不明とせざるをえない。しかし、奉請実務の場合は、前記のように「経蔵」もしくは「北倉代」の施設と想定されるので、馬養は事あるごとにここへ赴き、経巻の奉請を記録するとともに関係文書の発給や受領に関与していたものと見られる。

この「経蔵」もしくは「北倉代」の施設には、造東大寺司の判を加えた奉写御執経所・奉写一切経司の請経文・牒・移が政所から送られていた。実務担当者は、奉請を求められた経巻の有無を確認した上で、差出し名が造東大寺司の文書（牒・移など）に奉請可能な経巻の名称や仕様、所属を書き上げ、政所で判官・主典らの自署を得たあと、当該経巻とともに使に託し奉請を行なった。政所から送られた奉写御執経所・奉写一切経司の文書は、この「経蔵」も

しくは「北倉代」の施設に残されたはずで、その余白には奉請記事が書き込まれ（A方式）、経巻の種類が多いときには造東大寺司の文書案が保管され（B方式）、後日返納される経巻との照合に使用されたと思われ⁽³³⁾る。

これらの文書は、最終的には三つの継文に整理されているが、それらは必ずしも奉請がなされることに貼り継がれていたのではなかったようである。例えば、第一の継文では、天平宝字八年（七六四）八月二十六日付奉写御執経所請経文（2）¹³⁸）から同八年九月十六日付大隅公足最勝王経檢納文（2）¹²⁵）までの間、天平神護元年三月十九日付奉写御執経所請経文（2）¹²¹）から同元年八月四日付造東大寺司移案（2）¹¹³）までの間の各文書では、日付の順序に大きなずれがあり、少なくともこれらの文書は後日にまとめて貼り継がれたのではないかと思われる。また、第三の継文では、第一節に見たように各継目ごとに「養」の文字が記され、冒頭に来る神護景雲三年七月二十日付造東大寺司移案（6）¹¹¹）の左端裏には「閏三月□日封馬」（十七ノ一一七）とあって、宝龜二年（七七二）閏三月に上馬養が封を加えたと書かれている。「養」の封を記すのは、貼り継がれた文書の剝し取りを禁ずるためであるから、第三の継文の場合は馬養の手によって一括して成巻されていた可能性⁽³⁴⁾がある。

このように、経巻奉請に関する文書は、最初から継文にされていたのではなかったようである。これらの文書が、後日に返納される経巻の照合に使用される点に留意すれば、各文書が持ち運びに便利な形で保管されていたと見た方がよいだろう。継文は、文書の紛失を防ぐのに有益な手立てであるが、それが余り長くなると照合作業には不都合な形となり、機能的ではなくなるからである。

従って、各文書が現状のような継文になるのは、奉請経巻の大半が返納されてから以降となるだろう。この点を、封を記した日時が知られる第三の継文（表5）に見ると、文面に朱筆で経巻の返納を伝える「以宝龜二年閏三月十日返上」⁽²¹⁾、十七ノ八八）「宝龜二年三月十二日且返上一巻」⁽²⁵⁾、十七ノ八〇）「以閏三月十二日返上」⁽²⁴⁾、十七ノ八一）「以閏三月十三日返上」⁽¹²⁾、十七ノ九四）などの注記が四例認められるのが参考になる。返納日については

これらが最も遅く、その日付が封を記した宝亀二年閏三月のものであるから、恐らくこれが最終の返納であったのであろう。つまり、「養」の封は、奉請経巻が全て返納された閏三月十三日から同月末までの間に加えられたのであって、第三の継文はこの時点で成巻されたのではないかと考えられる。

これと同じような観点から残る二つの継文を見ると、第一の継文(表1)では、返納の遅い日付は神護景雲二年八月十二日が三例(⑫⑬⑭)、同年八月十三日が四例(⑪⑲⑳㉑)であるので、現状のような継文になったのは同年八月十三日以降ということになるだろう。下限は、第三の継文に准ずれば同年八月末であろうか。第二の継文(表4)の場合は、神護景雲二年八月十一日が一例(⑤)、同年八月十二日が二例(⑥⑧)、宝亀二年閏三月二十四日が二例(③④)となっている。遅い方の日付に注目すれば、それは第三の継文と同時期の成巻になるが、そうなると継目裏に「養」の封がない点が問題になる。しかし、第一節で述べたように、第三の継文の尾部の文書(⑤-24)は、当初第二の継文の冒頭の文書(③-1)に貼り継がれていたもので、それが第三の継文の成巻時に剝し取られたとされるので、第二の継文は第三の継文よりも先に成巻されていたと見てよいだろう。神護景雲二年八月十一日・十二日の返納の日付があることから、それは第一の継文と同時期に成巻されたのではないかと思われる。宝亀二年閏三月二十四日の返納記事は、成巻後の追筆と解しておきたい。

3 伝来の契機

第三の継文が上馬養の手に成ったことは前記の通りであるが、第一・第二の継文の場合はどうかであろうか。これには、建部広足の動向が関係しているように思われる。

建部広足については、これまでに、「北倉代」の案主として「経蔵」から奉写御執経所への経巻奉請の実務に天平宝字六年十二月頃から従事していたこと、同七年五月以降になると上馬養が実務の大半を担うようになるが、広足は

経巻奉請の責任者として実務に関与していたこと、広足は天平神護二年八月からは主典として史料に現われ、同三年正月を最後に実務に従事しなくなるが、なお神護景雲二年十二月頃までは経巻奉請との関係は続いていたことなどを指摘した。実務の場面から遠ざかった広足が、経巻奉請とどのようなかわり方をしていたのかは明らかでないが、主典には授受した公文の記録と公文草案の勘造という職掌がある点を念頭にすれば、⁽⁵⁵⁾経巻奉請関係文書は広足の管理下にあつたと見てもよいだろう。それ故、広足の関与が続く神護景雲二年八月頃の成巻と推定される第一・第二の継文が、第三の継文のように馬養一人によって成つたとは考えにくい。そこには、広足の手も加えられていたものと思われる。

となると、第三の継文では、建部広足の関与がなくなっていたということになるだろう。この点について注意されるのは、奉写経用度米注文（続々修二十ノ二裏、十六ノ二〇七）と題される次の文書である。

十月中七斗四升 十一月八斗三升六合

十二月一斗七升四合 合一石七斗四升六合

正月中五斗二合 経師供養料三斗四升

建部故主典所^(広足)五斗 都合三石八升八合

来米二石一斗四升 今所来九斗四升八合

ここでは、十月中と十二月の料米は一石七斗四升六合であること、これを「建部故主典所五斗」も含めた正月中の料米と合計すると三石八升八合になること、来る所（受け取った所）の米も同量であることを記す。無年紀であるが、背面は宝亀二年正月二十日付の安子石勝手実・秦広人手実（十八ノ六五ノ六六）に使用されているので、同年正月下旬頃の文書ではないかと思われる。ここに見える「建部故主典」とは、建部の物故した主典の意であろうから、建部広足は、この宝亀二年正月には没していたことになる。広足の姓名が最後に現われるのは、神護景雲四年五

月八日付普光寺牒（薬師院文書、六ノ一―二）の余白に記された造東大寺司判においてであるから、没時はこの年の五月中頃から翌宝龜二年（神護景雲四年十月一日に宝龜に改元、『続日本紀』）の正月下旬までの間に求められるであろう。

建部広足が死去あるいは死の直前に退任したことで、広足の担っていた職務は他の主典に継承されるが、その中に経巻奉請関係文書の管理も含まれていたものと思われる。しかし、奉写一切経司への経巻奉請は神護景雲三年七月二十日が最後であり（表5の③）、広足が没した頃には一部の経巻の返納を待つだけの状態になっていた。恐らくこのような理由から、奉写御執経所・奉写一切経司への経巻奉請関係文書は、事情に疎い他の主典ではなく、長年にわたって実務を担当してきた上馬養に託されることになり、馬養は残りの経巻の返納を待つて第三の継文を成巻するに至ったのであろう。

当時の上馬養は、神護景雲四年五月から奉写一切経所で開始された一切経の書写事業に案主として従事していた⁽⁵⁶⁾。建部広足の死を契機に馬養に託されたこれらの文書は、奉写一切経所に持ち込まれ、背面の二次利用に供されることなく、奉請の記録として保管されることになったと見られる。その際、第三の継文の継目裏ごとに「養」の文字が封として記されたが、これには当時の奉写一切経所における帳簿管理のあり方が反映されているようである。

例えば、神護景雲四年五月から宝龜二年十二月にかけて行なわれた先一切経書写関係の帳簿を見ると、六点の手実帳の紙継目の表面に「養」の封が記されているのが知られる⁽⁵⁷⁾。いずれも経師の手実を貼り継いだもので、当該写経を伝える帳簿の中でもこうした手実、とりわけ帙上手実帳に現われる傾向がある。封は、すべての紙継目に記されているわけではないので、そこにどのような基準があったのかは定かでないが、神護景雲四年六月から宝龜二年八月にかけての期間に⁽⁵⁸⁾、その時々⁽⁵⁹⁾の判断で上馬養が加えていたものと思われる。

第三の継文の封は右の期間のものであるから、そこには当時の上馬養による手実帳の管理方式が反映されていると

いわねばならない。

おわりに

本稿では、奉写御執経所・奉写一切経司の経巻奉請文書が、写経関係文書とともに伝来するに至った経緯について推考を試みた。その結果、「経蔵」（造東大寺司の経巻保管施設）もしくは「北倉代」の施設に置かれていた当該文書は、経巻奉請の責任者と見られる建部広足の死去によって上馬養に託され、馬養はそれらを自らが案主を勤める奉写一切経所に持ち込み、奉請の記録として保管することになったとの見通しを得ることができた。馬養が長期に渡って奉写御執経所・奉写一切経司への経巻奉請実務に従事していたことが、このような伝来を可能にしたわけである。しかし、現状のような継文に仕立て上げたのは、この馬養一人ではなく、広足やその他の第三者の手も加わっていたものと見られる。つまり、当該文書は複数の実務官人の手を介して形成されていたわけで、馬養はその継承者として重要な役割を果たしていたと評価できるであろう。

天平神護（宝龜）年間の文書群には、写経関係以外の文書（例えば本稿でも言及した「北倉代楽具等欠失文」や北倉代中間下帳など）がいくつか存在する。それらの伝来が、奉写御執経所・奉写一切経司関係文書のように、上馬養の動向と関連付けて考えられるのかどうか興味深いところであるが、すべては今後の課題として後考に委ねることしたい。

注

(1) 栄原永遠男「内裏における勅経事業―景雲経と奉写御執経所・奉写一切経司―」「写御書所と奉写御執経所」(同「奈良時代の写経と内裏」所収、塙書房、二〇〇〇年。初出は一九九五・九六年)。この他に、佐藤長門「称徳・道鏡政権

下の写経体制―奉写御執経所を中心に―（正倉院文書研究会編『正倉院文書研究』一所収、吉川弘文館、一九九三年）、近藤毅大「八世紀における「所」と令外官司―奉写御執経所と奉写一切経司の検討から―」（『史学雑誌』一〇六ノ三、一九九七年）などがあるが、奉写御執経所・奉写一切経司の動向については、榮原氏の研究に委細が尽くされている。なお、『東京大学史料編纂所報』三〇（一九九六年）所載の史料探訪「正倉院文書調査」には、石上英一氏による奉写御執経所奉請文継文の復原試案が報告されている。

(2) 経巻は勘経だけでなく、転読や「御覧」のためにも奉請されることがあった（後述）。

(3) 関係文書に見える「奉請」は、それぞれの状況に応じて、経巻の貸し出し、借用、返納などの意味で使用されているが、本稿では、その意味内容については区別せず、経巻の移動を示す文言として「奉請」を使用する。

(4) 榮原永遠男「内裏における勘経事業―景雲経と奉写御執経所・奉写一切経司―」（前掲注（一）を参照）。

(5) 文書名は「大日本古文書（編年文書）」『正倉院文書目録』による。以下では、正倉院文書の種別、『大日本古文書』収載の巻・ページ数を、続々修三十七ノ九、十六ノ四三八ノ四八四のように記す。余白に記された造東大寺司判・東大寺三綱判・奉請文・収納文などについては、第一節末尾の「伝来形態にもとづく関係文書一覧表」に示しておいた。

(6) このように解するのは、『正倉院文書目録』四（統修別集）の当該文書の項に、右端の状況を「ハガシトリ痕アリ、……〇〇二貼り継ガル」、左端の状況を「裏ニハガシトリ痕アリ、……〇〇二貼り継ガル」と記されていることによる。

(7) 16には差出し名を記さないが、署名者より奉写御執経所の文書と判断される。

(8) 榮原前掲注（4）論文。

(9) この往来軸は、現状では奉写一切経司関係の文書を貼り継ぐ続々修十七ノ七の左端に貼り付けられている。これが、統修別集、続々修の整理の過程でなされたものかどうかについては明らかでない。

(10) ただし、26ノ41の各文書では日付の順序に大きなずれがある。「写真」を見る限り付箋や紙間の白い紙は認められないので、これは(2)の成巻過程で生じたものと推測される。第三節2を参照。

(11) (1)について『正倉院文書目録』四は、年月日によれば、天平神護二年九月十七日付奉写御執経所奉請文（6）と同二年五月三十日付奉写御執経所奉請文（7）との間に位置するが、上部のしみ汚れによれば「或ハ、奉写御執経所奉請文ノ継文ノ巻首（右端）近クニ巻キ込マレテキタルカ」と指摘する。

- (12) 『正倉院文書目録』四は、(1)の末尾の左端の様子を「裏ニハガシトリ痕アリ、余白約七糎アリ」とする。ここに往来軸が付けられていたかどうかは明らかでない。
- (13) 『大日本古文書』は36と37を奉写経所の文書とするが、文面には「写経所」の文字は認められない。
- (14) ただし、(3)奉写御執経所奉請文所収の奉写御執経所の文書では、移と牒が併用されている。この点は、(5)奉写一切経司奉請文・(6)一切経奉請文書継文所収の奉写一切経司の文書でも同じである。
- (15) 栄原前掲注(4) 論文。
- (16) 25は大隅公足の、27は賀陽田主の個人名で出されているが、公足は(2)に収められる奉写御執経所移・牒の発給者としてその名が頻出する。田主にはそのような例はないが、公足と同じく移・牒の発給者として現われる日置浄足(1~8など)の大臣禪師宣「奉旨」を受けて27を出しているので、田主も奉写御執経所の実務に従事していたものと見られる。
- (17) 石上前掲注(1) 報告。
- (18) 松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成一七五ページ(吉川弘文館、一九七八年)。
- (19) 石上英一氏は「奉写御執経所奉請文継文」を七七通の継文と推定され(前掲注(1) 報告)、『正倉院文書目録』四も「奉写御執経所奉請文」を一つの継文として扱うが、題籤に奉写御執経所への一切経奉請を記す往来軸が二点認められることから、本文に示したように二つの継文の存在を想定しておく。
- (20) 造東大寺司の案文には、煩を避けるためか差出しと宛て先(「造東大寺司移 奉写一切経司」など)を省略するものが散見する(21・23・24など)。
- (21) 各文書の対応関係は後掲の表5を参照。
- (22) 『正倉院古文書目録』でも「造東大寺司一切経司互移文拾巻通拾九張」と記されている。
- (23) 年紀の判定は『続日本紀』、正倉院文書による。
- (24) 「封馬」の「馬」を上馬養と判断したのは、奉写御執経所・奉写一切経司の文書の余白に記された奉請文や造東大寺司の案文に、馬養の姓名が頻出することによる。馬養と経巻奉請の関係については第二節を参照。
- (25) ただし、上馬養が現状のような継文に成巻する以前に、馬養以外の人物によって一部の文書が継文状にされていた可

能性がある。これについては、5の奉写一切経司移の余白に加えられた造東大寺司判の近くに「移案即継別紙」（『大日本古文書』は主典の葛井連荒海の筆かと推定する。十七ノ一二五）とある記述が注意される。「移案」とは、この5を受けての造東大寺司移案を指すものと思われる。右の記述は、これを「別紙」（何を指すのか不明）に継ぐとしているが、現状では5に対応する造東大寺司移案、すなわち4はこの5の右に貼り継がれている。馬養は、他者によって別紙に貼り継がれた文書を分離し（すべてのものを分離したのかは不明）、現状のような順序に改めて貼り継いでいたようである。

(26) 奉写一切経司への経巻奉請を記す題籤付往来軸は、欠失したのか認められない。

(27) (11)については前掲注(11)を参照

(28) (2) 13天平神護元年八月四日付造東大寺司移案では十二灌頂経二巻を奉写御執経所へ奉請したことが記されている。

(10)は、これに対する返抄であろうか。

(29) 栄原前掲注(4)論文。

(30) 行間に書き込まれたものも含む。

(31) 『大日本古文書』は、この造東大寺司側の奉請記録を送経文あるいは奉請文とするが、以下ではこれらを奉請記事と称す。

(32) 僧綱牒は異質であるが、奉写御執経所の文書と同様の扱いを受けているので、これも分析の対象としておく。

(33) 筆蹟の敷き写しを通して、両者の筆遣いや字形に習熟できるように勤めた。

(34) 上馬養の筆蹟について述べておく。馬養が署名を加えた記事は第一の継文に多く見受けられるが、図2には図1との比較に有効なものを選び出し掲出しておいた。これより、馬養の筆を特徴づけると思われる「経」「巻」「如」「件」「五」「黄」の字形について観察結果を略記しておく。まず、「経」の糸は「ㄣ」のように第一画を小さく記したあと、やや間隔をあけて第二画以降を崩し書きし、至(至)の場合も第二画以降は第一画からやややはなして一気に筆を進めている。糸の字形は「紙」「綺」「綾」では異なるものがあるが、「経」ではほぼ右のような筆遣いを示している。「巻」の糸は「馬」養の糸と似たような字形をもっており、第六画の棒線を第三画の横線付近から右下に降ろす書き方をしている。「如」は「件」とともに書かれることが多く、「如」の女は全体的に右上がり第一画と第二画が第三画の右寄

りで交差するように書かれ、「件」の牛は第一、三画が崩し書きされ、第四画が長く下へ引かれていた。「五」では第一画の横線が極めて短く、第三画がやや大きく右にふくらむように書かれる。「黄」の場合はほとんど崩すことなく書かれ、第一〇・一一画は小さく左右に開くように打たれている。馬養の筆は、後述の建部広足に比して小ぶりで線が細く、繊細な印象を受ける。

- (35) 建部広足の署名を加えた筆蹟は少なく、第一の継文には図2に掲げた四例しか認められない。上馬養の場合と同様に、広足の筆の特徴を伝えられると思われる「奉」「請」「経」「卷」「付」「黄」の字形について観察結果を略記しておく。まず、「奉」では糸の第五画が第三画と第四画の交差近くから右下へ降ろされ、糸は崩すことなくきつちりと書かれている。「請」の言は、第二画以降が崩し書きされ、最後は右上に撥ねて青に続く。青では月は「b」のように崩されるのが特徴といえる。「経」の場合は糸が「し」のように崩し書きされたあと、至(至)も続けて崩し書きされ、最後に縦の線が中央に引かれる。「卷」は糸の第六画が第四画の右側付近から右下に降ろされ、己は「く」のように書かれる。「付」では第二画と第三画が続けて書かれ、第五画は第四画の末尾に添えられるような形になっている。「黄」では第五画から第一〇画までが崩し書きされ、最後に第一画が右下がりに付け加えられている。広足の筆は全体的に太身で、馬養に比して重みのある字体になっている。

- (36) 奉写灌頂経料紙筆墨充帳、続々修十ノ四、十六ノ五二〜五四。

- (37) 奉写灌頂経料銭用帳、続々修十ノ六、十六ノ一七〜二二。以下、本文で言及する天平宝字六年〜八年の写経事業については、山本「写経所文書の基礎的研究」第三章第二節(吉川弘文館、二〇〇二年)を参照。

- (38) 写千巻経所銭并紙衣等納帳、続々修四十三ノ五、十三ノ二四三〜二五二、千手千眼并新羅索葉師経料食料雑物納帳、続々修八ノ六、十三ノ四三一〜四三五。

- (39) 天平宝字六年閏十二月二十一日付奉写灌頂経所解案、続々修十ノ八、十六ノ一七二〜一七四。

- (40) 天平宝字八年八月二十九日付・九月二十九日付経所解案、続修別集三十八、五ノ四七二〜四七四。

- (41) 前掲注(39)を参照。

- (42) 奉写二部大般若経解移牒案収載の経所解案(上日報告)による。『大日本古文書』掲載の巻・ページ数をあげると次のようになる。十六ノ一〇八、五ノ三三三〜三三五、十六ノ三二六〜三二八、五ノ三八七、三九九、十六ノ三二八〜

- 二九、十六ノ三三〇、三八二、十四ノ三六四、三六五、十六ノ三三〇、三三四、五ノ四六八、四七四。解移牒案については山本前掲注(37) 著書四〇三、四〇八、四六三、四六六ページを参照。
- (43) 造東大寺司の経巻保管施設については史料上明確ではない。以下ではこれを「経蔵」と仮称しておく。
- (44) 本文に掲げた以外の文書を示すと次のようになる。(天平宝字八年七月・八月) 樂具欠失檢定文、続修別集三十五(表から裏に連書)、五ノ四八五、四八七、天平神護元年四月十六日付竹田真弓解・同日付凡福成解、続修四十四、五ノ五二四、五二五、天平神護元年四月十六日付吳樂裝東欠物注文、続修別集三十五、五ノ五二三、五二四、天平神護元年六月二十四日付九月・魚主解、続修四十四、五ノ五三〇、天平神護二年三月十六日付唐東人等解、続修四十四、五ノ五三五、五三六、天平神護二年四月二十三日付樂具欠失物注文、続修別集三十五、五ノ五三七、天平神護二年五月一日付少菅麻呂解(案)、続修別集三十五、五ノ五三八。この他に類似の文書が九点ほどあるが、ここでは省略に従う。
- (45) 「北倉代」の倉代とは、本倉から出下された物品が、直接受給者に渡る中間において一時収納される場所とされている(村尾次郎『律令財政史の研究(増訂版)』一四七ページ、吉川弘文館、一九六四年)。「北倉代」の所在については、造東大寺司政所の北方に求める説(福山敏男「東大寺の諸倉と正倉院宝庫」、同『日本建築史研究』所収、墨水書房、一九六八年。初出は一九五二年)、正倉院内の北方に求める説(熊谷公男「正倉院宝物帳外品の伝来について―什宝類を中心として」、『正倉院年報』五、一九八三年)がある。
- (46) 建部広足とともに造東大寺司判に加わる史生土師名道は、天平神護二年三月十六日付唐東人等解(前掲注(44) 参照)では案主として事を勵している。
- (47) 北倉代中間下帳には、若桜部梶取も案主として見えている(十六ノ七八)。
- (48) 能登忍人も経巻奉請実務に一度だけ従事している(表1の④)が、「北倉代」との関係は明らかでない。
- (49) 倉代が、本倉から出下された物品の一時収納所(前掲注(45) 参照)とすれば、この「北倉代」には「経蔵」(本倉)からの出下品(経巻)も収納されていたと見なすことも可能である。となると、北倉代中間下帳のように経巻の出納を記した独自の帳簿も作られていたことになるが、その存在は明らかでない。「経蔵」と「北倉代」の具体的な関係については、後考に委ねたい。
- (50) これは、奉写一切経司関係文書においても同様である。

- (51) 奉写一切経料紙充装演帳、続々修二ノ七、十七ノ一五四〜一六〇。
- (52) 山本前掲注(37) 著書の終章では、天平宝字年間の造東大寺司には大量の写経関係文書を残した臨時的な写経所の他に、時々々の写経や種々の雑務をこなす恒常的な写経所が存在することを想定した。この恒常的な写経所が天平神護ノ神護景雲年間にも存続するとすれば、「経蔵」の管理にも大きな役割りを果たしていたことになるが、それを窺わせる記録は今のところ管見に及んでいない。
- (53) 文面の経巻名の上に施された丸や点、鉤形などの合点の多くは、奉写御執経所・奉写一切経司への奉請時のものであるが、一部に返納時に付したのも混じるのではないかと思われる。なお、少数ではあるが、後述のように返納の日付を注記するものが認められる。
- (54) ただし、上馬養一人によって各文書が貼り継がれたわけではなかったようである。前掲注(25) 参照。
- (55) 養老職員令ノ神祇官条(日本思想大系「律令」、岩波書店、一九七六年)。
- (56) 前掲注(51) 参照。
- (57) 順に示すと、①奉写一切経経師等手実帳(続々修二十ノ一、十七ノ一九八〜三三六)、②奉写一切経経師等請筆墨手実帳(続々修二十九ノ一、十七ノ四八九〜五五五)、③奉写一切経経師帙上手実帳(続々修二十ノ二、十八ノ三三〜九四)、④奉写一切経経師上帙手実帳(続々修二十ノ三、十八ノ二二〜二五六) ⑤奉写一切経経師上帙手実帳(続々修二十ノ四、十六ノ三三〜三九二)、⑥奉写一切経経師帙上手実帳(続々修二十ノ五、十八ノ四七二〜五四二)となる(このうち④と⑤は本来同一の手実と見られるが、ここでは『大日本古文書』に従って分けて掲出する)。①では神護景雲四年六月ノ宝亀元年十月、②では神護景雲四年七月ノ宝亀元年十月、同二年正月、③では宝亀元年十二月ノ二年三月、④では宝亀二年三月ノ閏三月、⑤では宝亀二年閏三月ノ六月、⑥では宝亀二年七月ノ八月の各手実の主に継目表に「養」(一部は「馬」「封 馬」と記されている)。
- (58) 前掲注(57) 参照。

〔付記〕

成稿後に、石上英一「正倉院文書における多様な様態と機能―裏面利用と継文―」(正倉院文書研究会編『正倉院文書研

究』九、吉川弘文館、二〇〇三年十一月）が刊行された。奉写御執経所奉請文や奉写一切経司奉請文に新たな知見が示されるなど、本稿の第一節とのかかわりが深いが、入稿期限間近であったため、その成果を取り入れることはできなかった。石上氏並びに読者諸賢の御寛恕を乞う次第である。